



## みなみ町市営住宅浄化槽解体工事

### 特記仕様書

### I 工事概要

- 工事場所 鹿沼市 みなみ町8-2 1
- 敷地面積
- 解体建物概要

建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)
みなみ町市営住宅浄化槽	RC造 1階建 (地下2階塔屋 階)	141.18 ㎡

### II 解体工事仕様

- 共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共仕」という。）に準拠し、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下、「改修標準」という。）及び「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「標準」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

（1）質問回答書（（2）から（5）に対するもの）

（2）現場説明書（建築工事仕様書含む）

（3）特記仕様書

（4）図面及び設計書

（5）解体共仕、改修標準及び標準
- 特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項で●印、◎印、・印のある場合の適用は下記による。
  - 印の付いた仕様は全て適用する。
  - ◎印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
  - ・印のみの仕様は適用しない。

（3）特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または表を示す。

## 1章 一般共通事項

### ○1-1 適用基準等

- ◎工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）
  - 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修(令和5年版)
- ◎建設副産物適正処理推進要綱
  - 栃木県県土整備部（平成14年5月）
- ◎建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
  - 国土交通省住宅局策定(平成15年7月)
- ◎建設副産物の管理基準(案)
  - 栃木県県土整備部（平成20年4月）

### ○1-2 工事実績情報システム(CORINS)への登録（1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

### ○1-3 電気保安技術者の配置（1.3.3）

- 要
- ◎不要

### ○1-4 施工条件明示（1.3.5）

- 工事用車両の駐車場所
  - 敷地内（図示）
- 資機材の置場所
  - 敷地内（図示）

### ○1-5 完成図等（1.7.2）

- 作成する
  - ◎作成しない
- ◎完成図
  - 製本
    - 提出部数
      - ・部
      - ・部
    - 複写2つ折り製本、見開きA2
      - 1冊、見開きA3
        - 1冊。
    - ・CD-R
      - 提出部数（
        - 2）部

### ○1-6 完成写真

- ◎作成する
    - ・作成しない
- 下記のものを経験職員に提出する。

分類・規格	提出部数	画素数、画質等
<ul style="list-style-type: none"><li>カラーキャビネット</li> <li>アルバム綴じ（黒表紙金文字入り）</li> <li>べた焼き（他に外観正面1カット5枚(ｶﾗｰｷｯﾁﾞ版)提出</li> <li>カラーパネル324×400mm</li></ul>	◎ 2	◎428万画素以上
◎電子データ	◎ 3	◎428万画素以上
	◎ 2	◎350dpi 以上

電子データはJPEG形式としCD-Rにて提出する。

撮影箇所及び箇所数は監督職員との協議による。

### ○1-7 調査試験に対する協力

- 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
  - 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に行き出す等必要な協力をしなければならない。
  - 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
  - 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
  - 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

### ○1-8 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険、土木工事保険、請負業者賠償責任保険または傷害保険のうち1以上に加する。
契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。

保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

### ○1-9 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

### ○1-10 下請負人の選定及び工事材料の選定

◎受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

◎受注者は、市内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

### ○1-11 電子納品

◎適用基準は「鹿沼市電子納品ガイドライン(第5版)」とする
設計 CAD ｼﾞﾃｰの貸与
・無
◎有(著作者名 鹿沼市)
◎貸与する CAD ｼﾞﾃｰを当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。

◎書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

### ○1-12 交通安全管理（1.3.7）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和6年5月31日以前：平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号、令和6年6月1日以降：令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

### ○1-13 環境対策（1.3.9）

- 騒音・振動対策
  - 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
- 排出ガス対策
  - 受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
- グリーン購入法
  - 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。｢グリーン購入法」という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

### ○1-14 アスベスト含有分析調査済箇所

調査済箇所（材料名）	含有の有無
外壁コンクリート地下吹付タイル	○無 <ul style="list-style-type: none"><li>・有（含有物質名： <ul style="list-style-type: none"><li>）</li></ul></li></ul>
屋根 シート防水	○無 <ul style="list-style-type: none"><li>・有（含有物質名： <ul style="list-style-type: none"><li>）</li></ul></li></ul>
内壁 防音材ガラスマット	○無 <ul style="list-style-type: none"><li>・有（含有物質名： <ul style="list-style-type: none"><li>）</li></ul></li></ul>

### ○1-15 アスベスト含有建材の調査（1.4.1）

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
平成18（2006）年9月1日以降に着工した建築物等
・該当する（ ）
○該当しない（ ）

調査箇所（材料名）	調査方法（1材料あたりの採取箇所数）
	<ul style="list-style-type: none"><li>・定性分析（ <ul style="list-style-type: none"><li>・ </li></ul>）</li> <li>・定量分析（ <ul style="list-style-type: none"><li>・ </li></ul>）</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・定性分析（ <ul style="list-style-type: none"><li>・ </li></ul>）</li> <li>・定量分析（ <ul style="list-style-type: none"><li>・ </li></ul>）</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・定性分析（ <ul style="list-style-type: none"><li>・ </li></ul>）</li> <li>・定量分析（ <ul style="list-style-type: none"><li>・ </li></ul>）</li></ul>

分析対象
◎アスベスト6種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）

分析方法
◎定性分析にあつてはJIS A 1481-1またはJIS A 1481-2により、定量分析にあつてはJIS A 1481-3、JIS A 1481-4またはJIS A 1481-5による。

貸与資料
・石綿含有建材の調査報告書
・分析結果については、監督職員に提出すること。

### ○1-16 施工調査等

着工に先立ち、施工計画作成のための調査を行うこと。
給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

### ○1-17 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]
万が一事故等が発生した場合、被災者の救済、現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生 の通報においては、休日、時間を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

### ○1-18 不正軽油使用の防止対策

- 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。
- 本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。また、県または市が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

### ○1-19 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
（1）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
（2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
（3）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（4）さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に入里することのないようにすること。
（5）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
（6）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
（7）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

（8）下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。

（9）（1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

### ○1-20 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 鹿沼市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （1）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

### ○1-21 工事の一時中止

- 鹿沼市建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

### ○1-22 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

### ・1-23 建築基準法

工事に先立ち建築基準法第15条第1項の規定による除却届を所管行政庁に提出する。なお、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。

## 2章 仮設工事

### ○2-1 監督職員事務所等（2.3.1）

- 設ける
  - ◎設けない
- 監督職員事務所の規模
  - ・10㎡程度
  - ・20㎡程度
  - ・35㎡程度
  - ・65㎡程度
  - ・100㎡程度
- 備品
  - 種類
    - ・数量（
      - ）

### ○2-2 工事用水

- 構内既存の施設
  - ・利用できない
  - ◎利用できる（◎有償
    - ・無償）

### ○2-3 工事用電力

- 構内既存の施設
  - ◎利用できない
  - ・利用できる（◎有償
    - ・無償）

### ○2-4 騒音・粉じん等の対策（2.2.1）

- 騒音粉じん等の対策（図示）
  - ◎アルミ防音パネル張り（シートゲート有）
    - 単管一本足場地下
      - 高さ3.0m
  - 山留め（図示）
  - ◎自立山留め鋼矢板工法

### ○2-5 散水養生

- （1）ブレーカー、穿孔機、破砕機、圧破機等による粉塵発生部に常時散水を行う。
- （2）解体共仕3.1.2(㉔)による転倒解体を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

## 3章 解体施工

### ○3-1 浄化槽、排水槽等（3.2.1）

- 汚染、汚物等の回収の措置
  - 行う（事前にある程度の汲取りは実施しているが残留汚泥等については適正に処分し、消毒を行うこと）資料-汲取り状況報告書
参照

### ・3-2 杭の解体

- ・行う
  - 行わない
- 杭の解体工法
  - ・引き抜き工法
    - 引抜いた杭の処理（◎図示
      - ・）
  - ・破砕による工法

### ・3-3 樹木等（3.11.1）

- 樹木の伐採伐根及び移植
  - ・行う（図示）
  - ・行わない

### ○3-4 地下埋設物・埋設配管（3.12.1）

- 地下埋設物及び埋設配管の解体
  - 行う（図示）
  - ・行わない

### ○3-5 設備機器等（5.4.1）

- 設備機器等の撤去
  - 行う（図示）
  - ・行わない

### ○3-6 屋外設備等

- 屋外設備等の撤去
  - 行う（図示）
  - ・行わない

### ○3-7 解体後の整地（3.13.1）

- 解体後の埋戻し及び盛土
  - 浄化槽解体場所（仮囲いの内側）
    - 行う
    - 現状G.L
  - 埋戻し及び盛土の材料
    - 市営住宅2号棟南側残土置場の良質土（各層300mm程度毎に転圧）
      - ※不足した場合は、購入土とする
      - ※未使用分の残土については適正に処分すること
    - 表層300mmは砕石（駐車場として利用予定）

- 市営住宅2号棟南側の残土置き場
  - 行う
  - 現状G.L
- 埋戻し及び盛土の材料
  - 表層100mmは砕石（駐車場として利用予定）

## 4章 建設廃棄物処理

### ○4-1 一般事項

建設副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号以下「資源有効利用促進法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。

- 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
- 建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
- 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調査」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
- 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

・建設発生土の構外搬出時の処理場所は入札条件書(特記事項)による

### ○4-2 再資源化等（4.4.1）

- 再資源化する建設廃棄物の種類（再生可能なものに限る）
- ◎コンクリート
- ◎コンクリート及び鉄からなる建設資材（PC板、コンクリート平板、コンクリート二次製品）
- ◎木材
  - ・木材（縮減）
- ◎アスファルトコンクリート
- ◎金属類
- ・小形二次電池
- ・蛍光灯ランプ、HIDランプ
- ◎硬質ポリ塩化ビニル管・継手
- ・ガラス

### ・4-3 現場利用する再資源化された建設廃棄物（4.4.1）

名称	仕様	数量	備考
・現場再生クラッシュアラン			

## 5章 建設発生土の処理

## ・4-4 産業廃棄物広域認定制度の活用（4.4.2）

種類	所在地

## ・4-5 最終処分する建設廃棄物（4.4.3）

名称	仕様	数量	備考

## ・4-6 処理に注意を要する建設廃棄物（4.5.1）

名称	仕様	数量	備考
・CCA処理木材			
・石綿含有石こうボード			
・ひ素・カドニウム含有石こうボード			
・上記以外の石こうボード			

石こうボードの撤去にあたっては、下記に事項について施工前調査を行う。
調査結果は、図面及び写真に記録し、監督職員に提出する。
（1）石こうボードの使用部位の確認
（2）石こうボードの種類、製造会社名、厚さ等の確認、記録
（3）石こうボードの使用数量の確認
（4）施工範囲等の確認
処分を委託する際には、マニフェストの備考欄に石こうボードの有無、製造会社名等を記載する。

工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事
図面名称/縮尺	特記仕様書（その1）
発注者	鹿沼市

		S-1	



</

## 5章 特別管理型産業廃棄物処理

### ・5-1 施工計画調査 (5.1.2) (5.4.1)

分析調査を行う特別管理型産業廃棄物等の種類	採取する部位等	採取する数量	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示</li> <li>箇所</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示</li> <li>箇所</li> </ul>		

- PCB含有シーリング分析調査
  - 第一次判定
    - 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
  - 第二次判定
    - 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
- PCBを含む機器の微量PCBの分析調査
- 絶縁油のPCB含有量の分析は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」または「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの分析方法規定（電気技術規定JEAC1201-1991）」により行う。
- 焼却炉のダイオキシン類汚染物質の調査は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付け基発第401号）」により行う。

### ・5-2 特別管理産業廃棄物の処理 (5.4.1)

特別管理型産業廃棄物の種類	仕様	数量	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃石棉等</li> <li>PCBを含む機器類</li> <li>PCB含有シーリング材</li> <li>廃油</li> <li>廃酸／廃アルカリ</li> <li>ダイオキシン類</li> </ul>			

### ○5-3 PCBを含む機器類 (5.4.1)

- 引き渡しを要する機器類
  - PCB使用の疑いがある電気設備機器類については、施工前に調査を行い、結果を文書にて報告すること。
  - なお、安定器におけるPCB使用の識別は、安定器自体に記載された製造番号を各製造メーカーに照会することとし、確実に区別すること。
  - 微量PCB分析調査
    - 行う ●行わない

### ・5-4 PCB含有シーリング材 (5.4.1)

- 撤去方法
  - 「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業界）」による。
  - 撤去範囲
      - 図示

### ・5-5 ダイオキシン類 (5.4.1)

- 廃棄物の焼却施設の解体
  - 解体方法
    - 解体作業第二管理区域
    - 解体作業第三管理区域
    - 解体作業第一管理区域
  - 処分方法
    -

## 6章 アスベスト含有建材の除去及び処理

### ・6-1 アスベスト粉じん濃度測定測定 (6.1.3)

- アスベスト粉じん濃度測定
  - 行う（測定名称及び測定点は下表による）
  - 測定箇所◎図示・下表による

測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考
・測定1	処理作業前	処理作業室内	各点	—
・測定2		施工区画周辺または敷地境界	計点	—
・測定3	処理作業中	処理作業室内	各点	—
・測定4		セキュリティーゾーン入口	各点	空気の流れを確認
・測定5		負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	各点	除じん装置の性能確認
・測定6		施工区画周辺または敷地境	計点	—
・測定7	処理作業後	処理作業室内	各点	—
・測定8	隔離シート撤去前	施工区画周辺または敷地境界	計点	—

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5
計測機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトントリアセチレン法またはシュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本または視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径3 μm未満、長さ5 μm以上、長さと同径比3：1以上		
定量限界	50f/l	0.5f/l	0.3f/l

- 報告書の作成（記載する項目）
  - ア 測定結果
  - イ 測定時間
  - ウ 測定位置（測定高さとともに図面上に記載する）
  - エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
  - オ マウンティング方法
  - カ 顕微鏡視野面積、計数視野数
  - キ 測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

### ・6-2 アスベスト含有材の処理 (6.3.2) (6.4.2.3) (6.5.2.3)

- アスベスト含有吹き付け材の除去
  - 除去範囲
    - 図示
  - 除去工法
    - 解体共仕6.3.2によるほか、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様による。
  - 処理方法
    - ◎密封処理（二重袋梱包） ◎湿潤化 ・セメント固化
      - 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
  - 除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分
    - ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

- アスベスト含有保温材の除去
  - 除去範囲
    - 図示
  - 除去工法
    - 解体共仕6.4.2による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
  - 処理方法
    - ◎密封処理（二重袋梱包） ◎湿潤化 ・セメント固化
  - 除去したアスベスト含有保温材の処分
    - ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

- アスベスト含有成型板等の除去
  - 除去範囲
    - 図示
  - 除去工法
    - 解体共仕6.5.2による
  - 除去したアスベスト含有成形板の処分
    - ・アスベスト含有石こうボード
      - ◎埋立処分（管理型最終処分場）
    - ・アスベスト含有石こうボードを除くアスベスト含有成形板等
      - ・埋立処分（安定型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

- アスベスト含有建築用仕上塗材の除去
  - 除去範囲
    - 図示
  - 除去工法
    - 解体共仕6.6.3による
  - 除去したアスベスト含有建築用仕上塗材の処分
    - ・埋立処分（管理型最終処分場）
    - ・埋立処分（安定型最終処分場）
    - ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

## 7章 特殊な建設副産物の処理

### ・7-1 施工調査 (7.1.3)

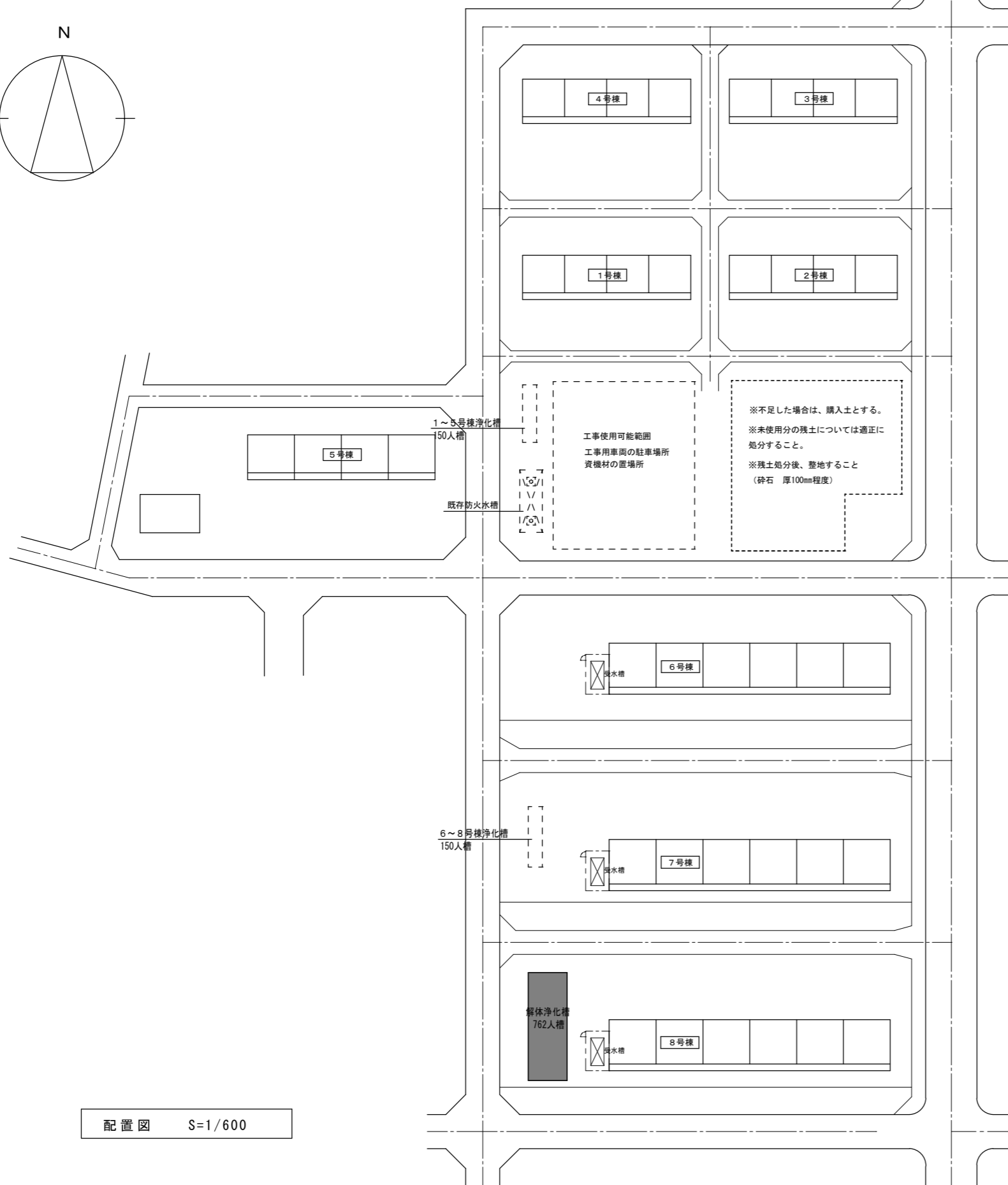
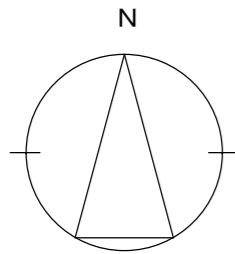
分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位等	採取する数量	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示</li> <li>箇所</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示</li> <li>箇所</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示</li> <li>箇所</li> </ul>		

### ・7-2 回収及び処分 (7.3.1)

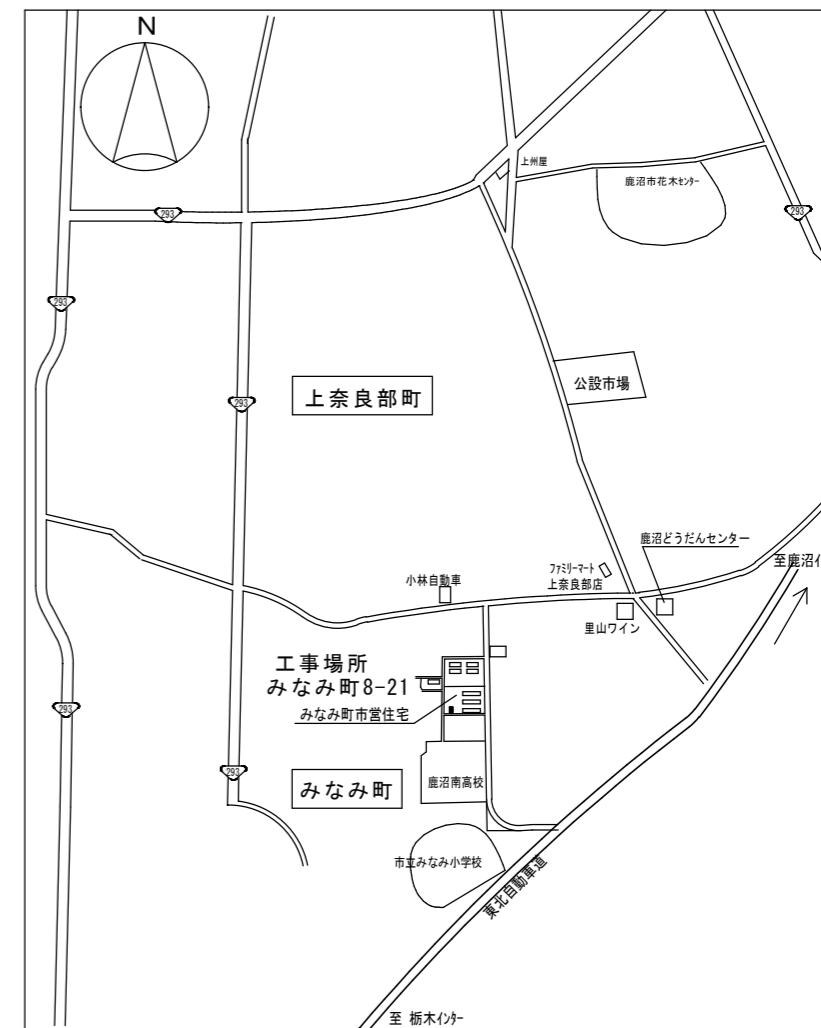
回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	対象機器名称
・フロン(冷媒)	
・建材用断熱材フロン	
・ハロン	
・イオン式感知器	
・六フッ化硫黄(SF6)ガス	
・P F O S (ペルフルオロ(フッ素)エステル酸)	
・特定化学物質等( )	
・その他の特殊な建設副産物( )	

- 回収または処分
  - 機械設備図による

工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その2）	図面番号
		S-2
発注者	鹿沼市	



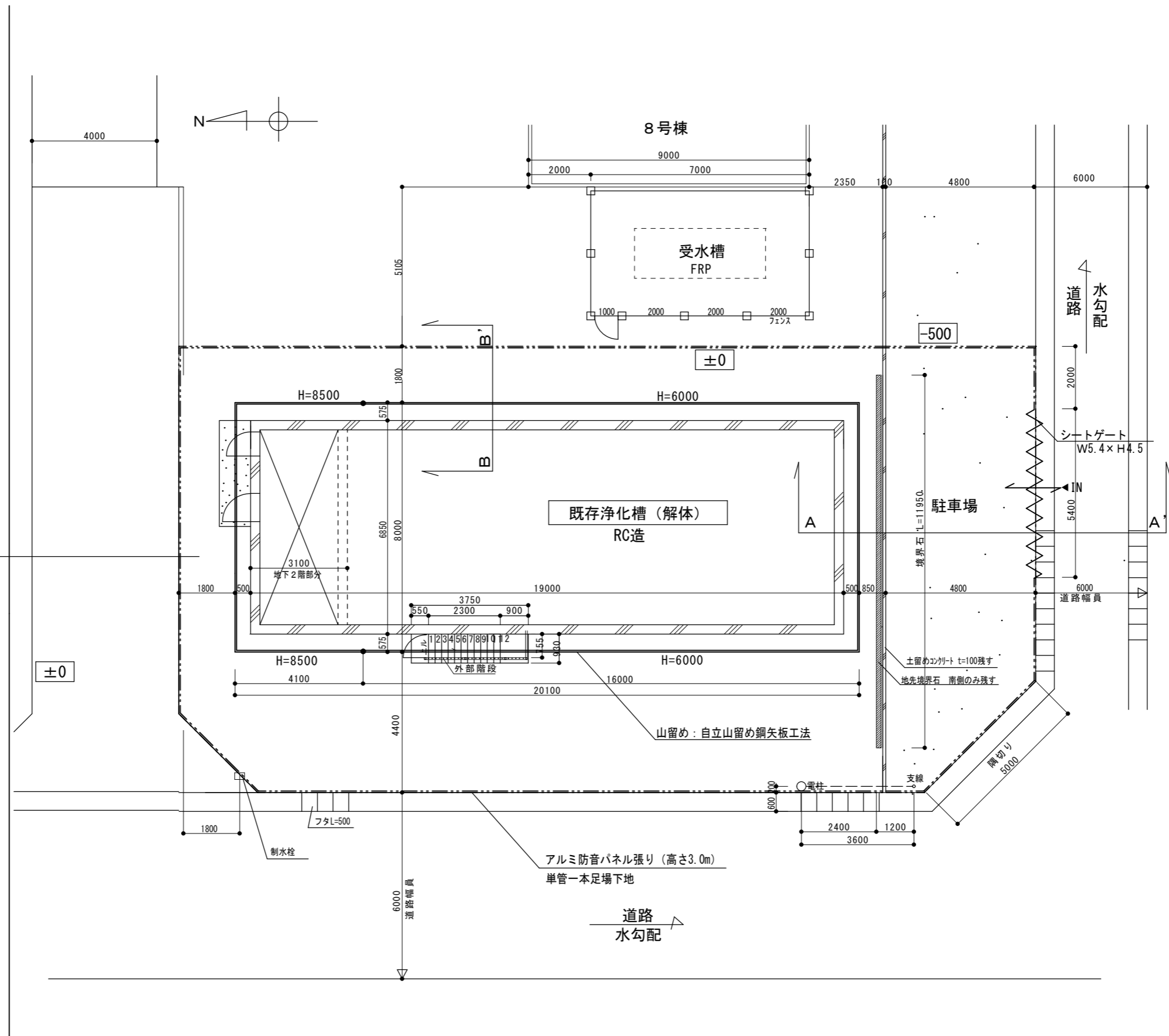
配置図 S=1/600



案内図 S=N:S

<p style="text-align: center;"><b>鹿 沼 市 役 所</b> 都市建設部 建築課</p>		工 事 名 称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮 尺	S=1:600	番 号	S-3
		図 面 名 称	案内図・配置図	年 月 日			

鹿沼市

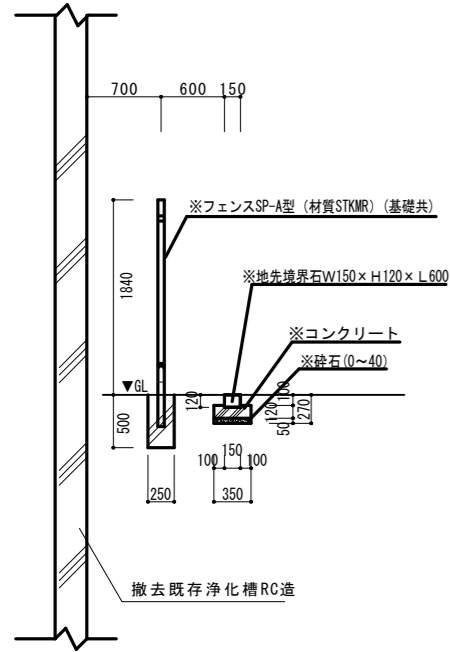


※解体後の整地について  
 駐車場として利用予定のため十分に転圧を行うこと。

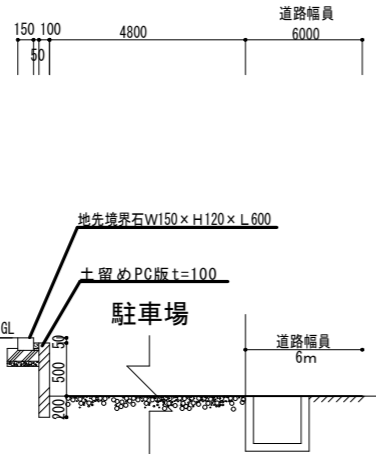
仮設計画図 S=1:100

事前にある程度の汲取りは実施しているが残留汚泥等については適正に処分し、消毒を行うこと (資料-汲取り状況報告書 参照)

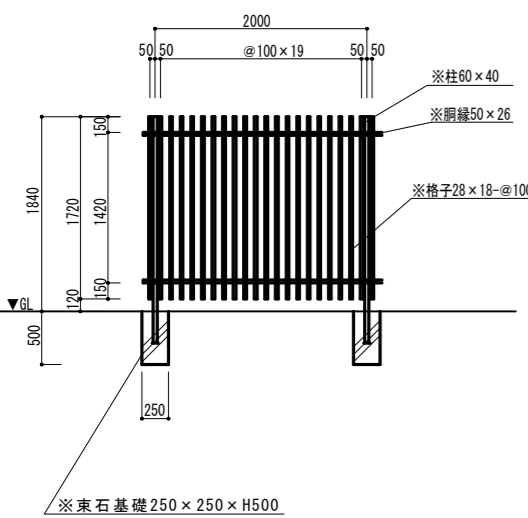
鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事		縮尺	S=1:100	鹿沼市 番号 A-1
		図面名称	仮設計画図		年月日		



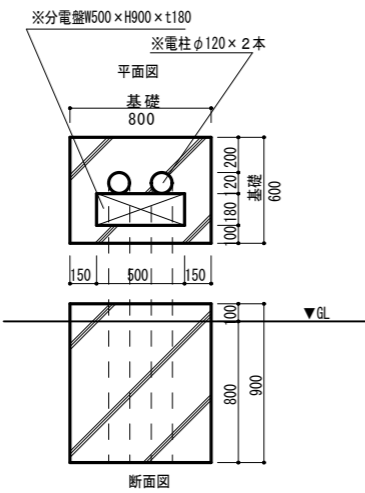
撤去部分 B-B' 断面図 S=1:50



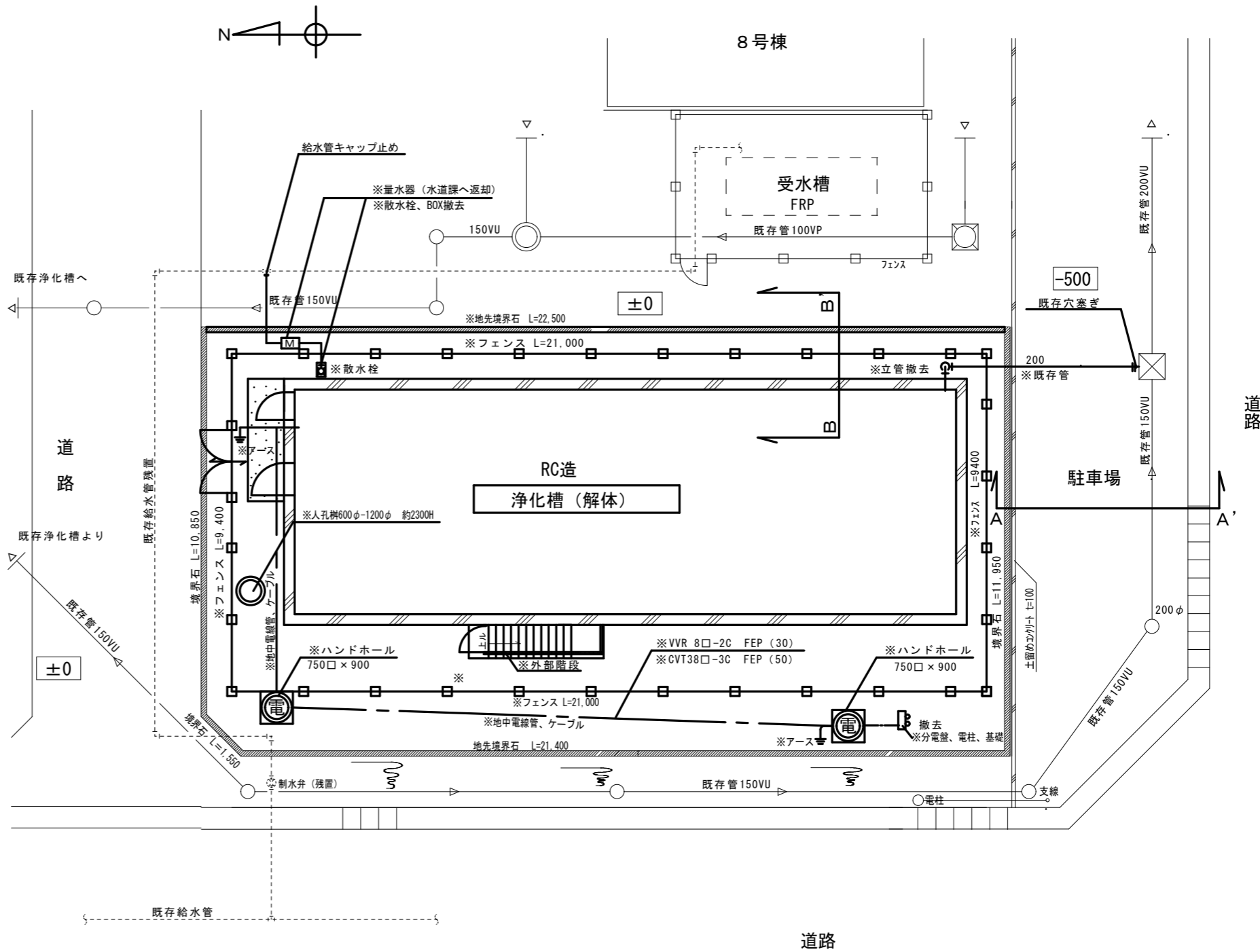
残置部分 A-A' 断面図 S=1:50



※フェンス部正面図 S=1:50  
※フェンスSP-A型(材質STKMR)(基礎共)



※西側分電盤基礎図 S=1:30



既存浄化槽平面図 S=1:100

※印はすべて解体・撤去・処分する

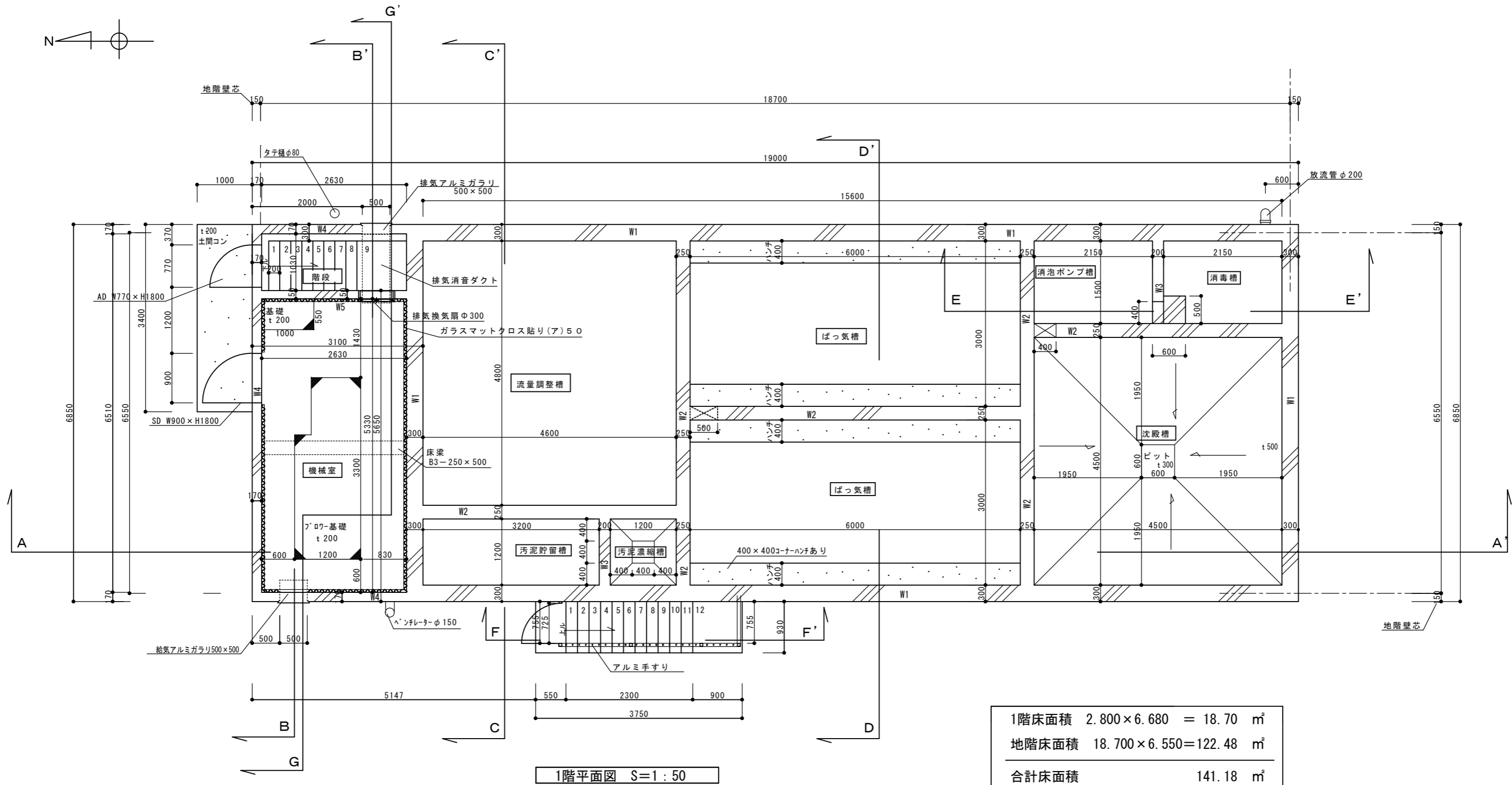
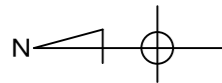
※太線 — 印は撤去  
※細線 — 印は既存管(残置)

鹿沼市役所  
都市建設部 建築課

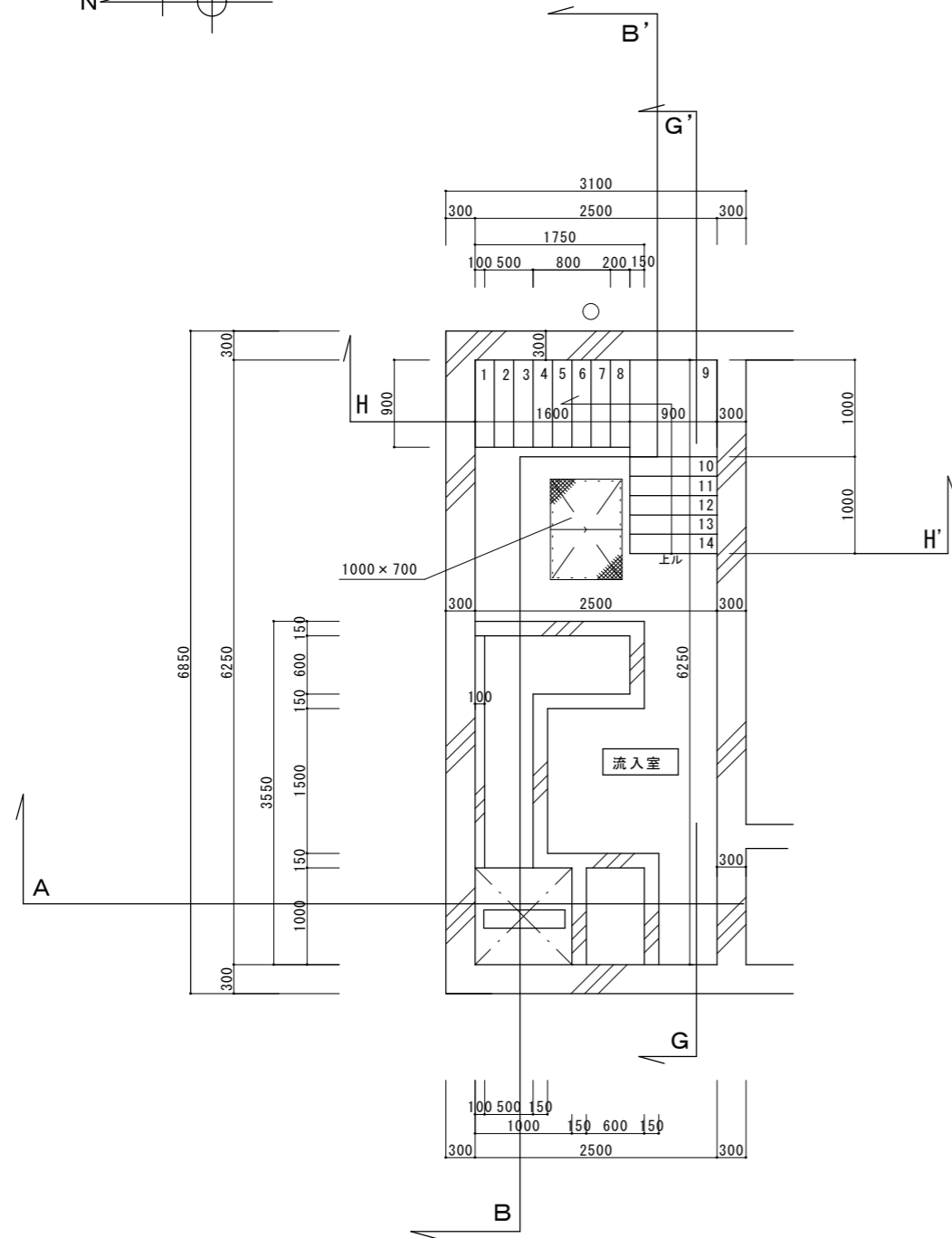
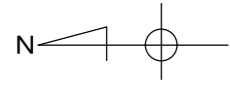
工事名称 みなみ町市営住宅浄化槽改修工事  
図面名称 撤去既存浄化槽：配置図

縮尺 S=1:100  
年月日

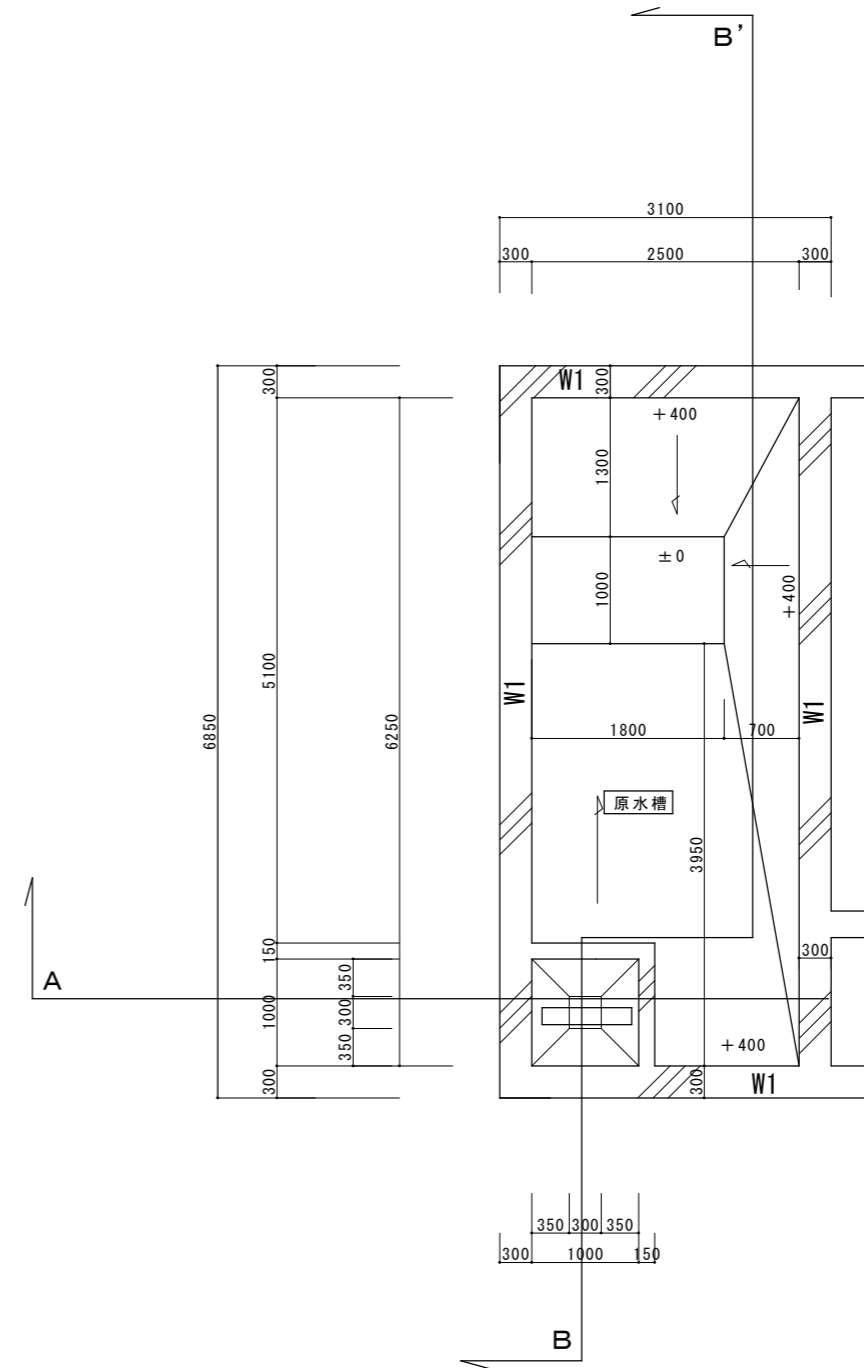
鹿沼市  
番号 A-2



1階平面図 S=1:50



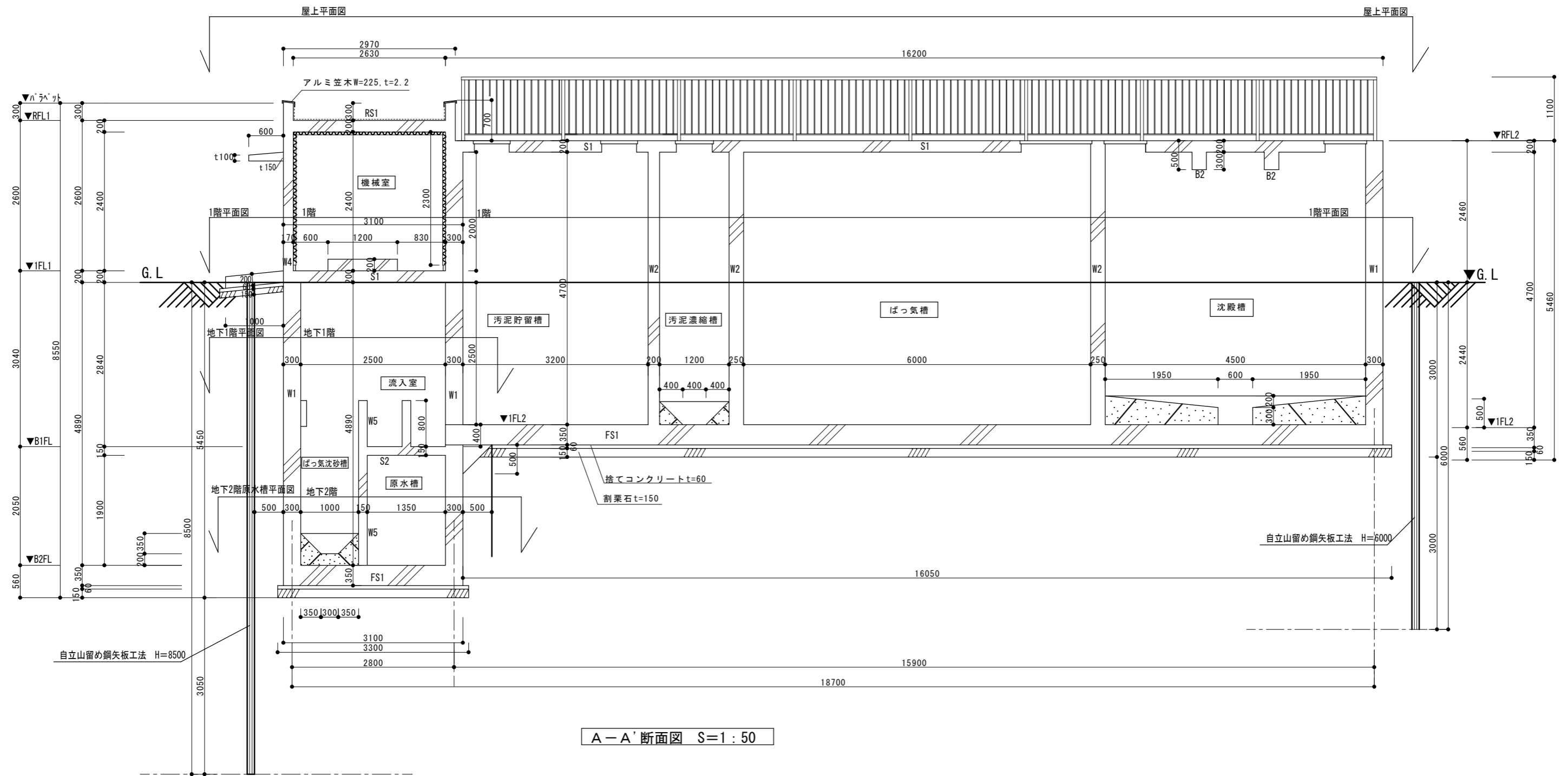
地階1階平面図 S=1:50



地階2階平面図 S=1:50

鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺	S=1:50	鹿沼市
		図面名称	撤去既存浄化槽：地階1階・地階2階平面図	年月日		番号 A-4



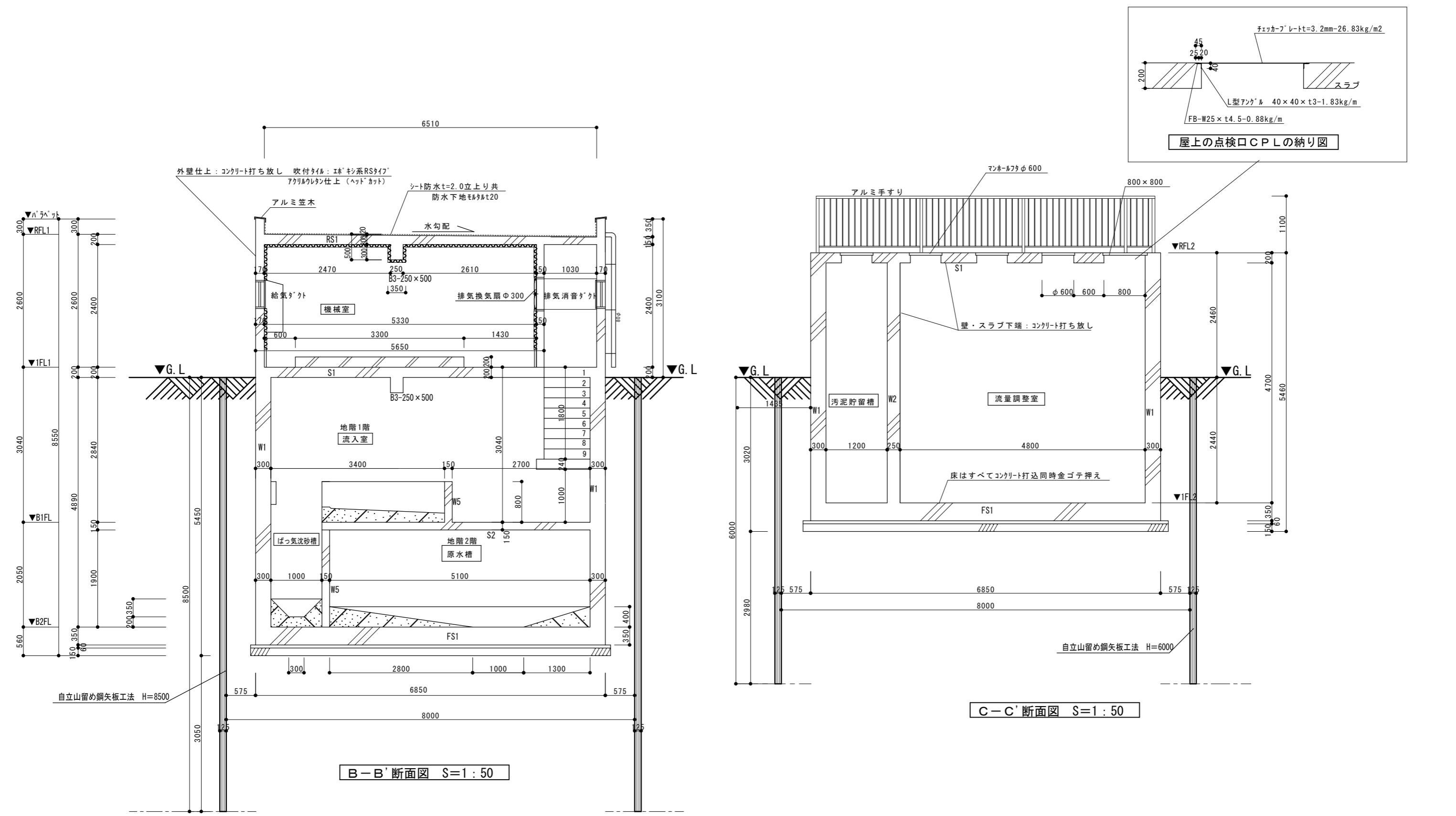


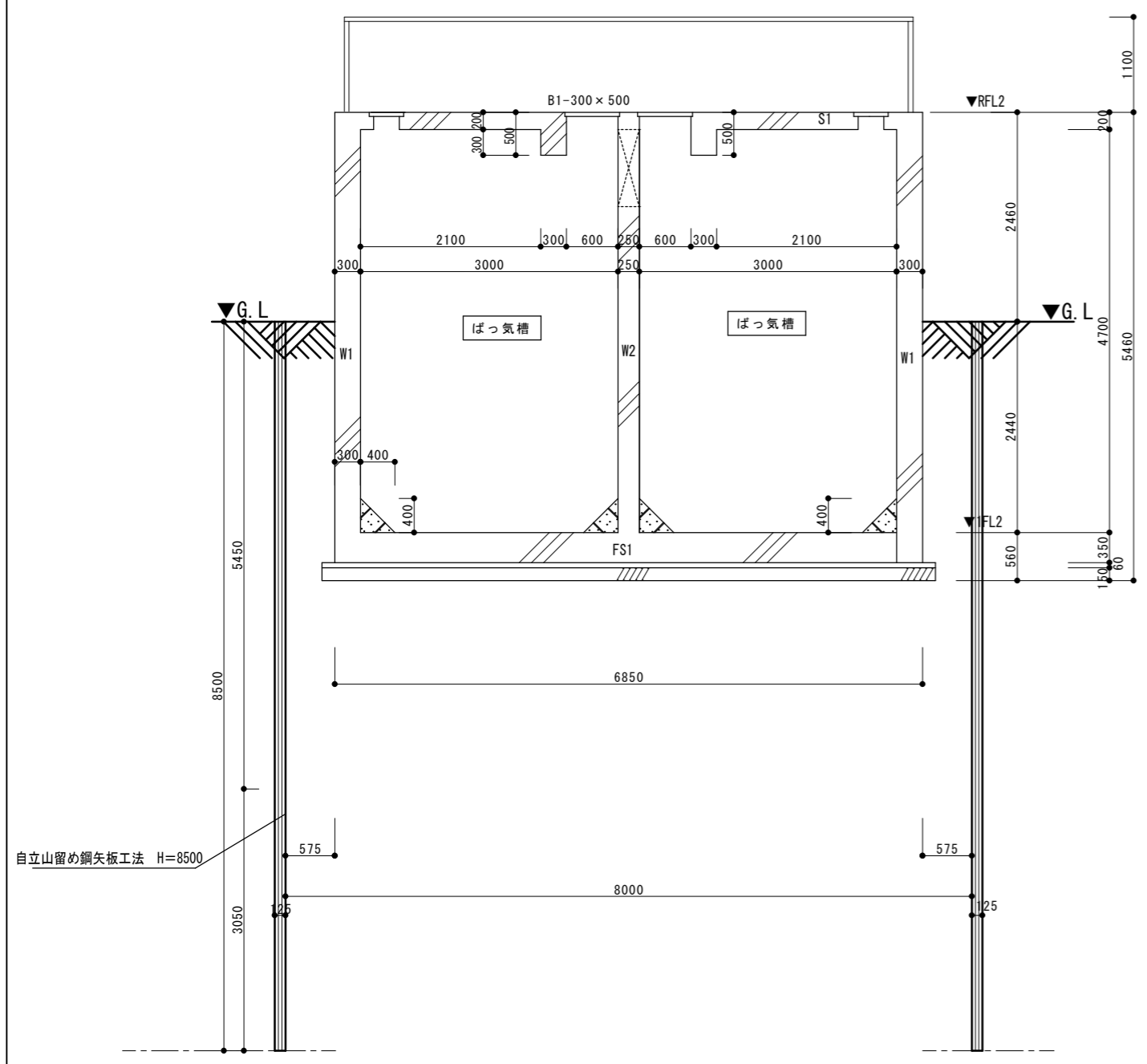
A-A'断面図 S=1:50

鹿沼市役所  
都市建設部 建築課

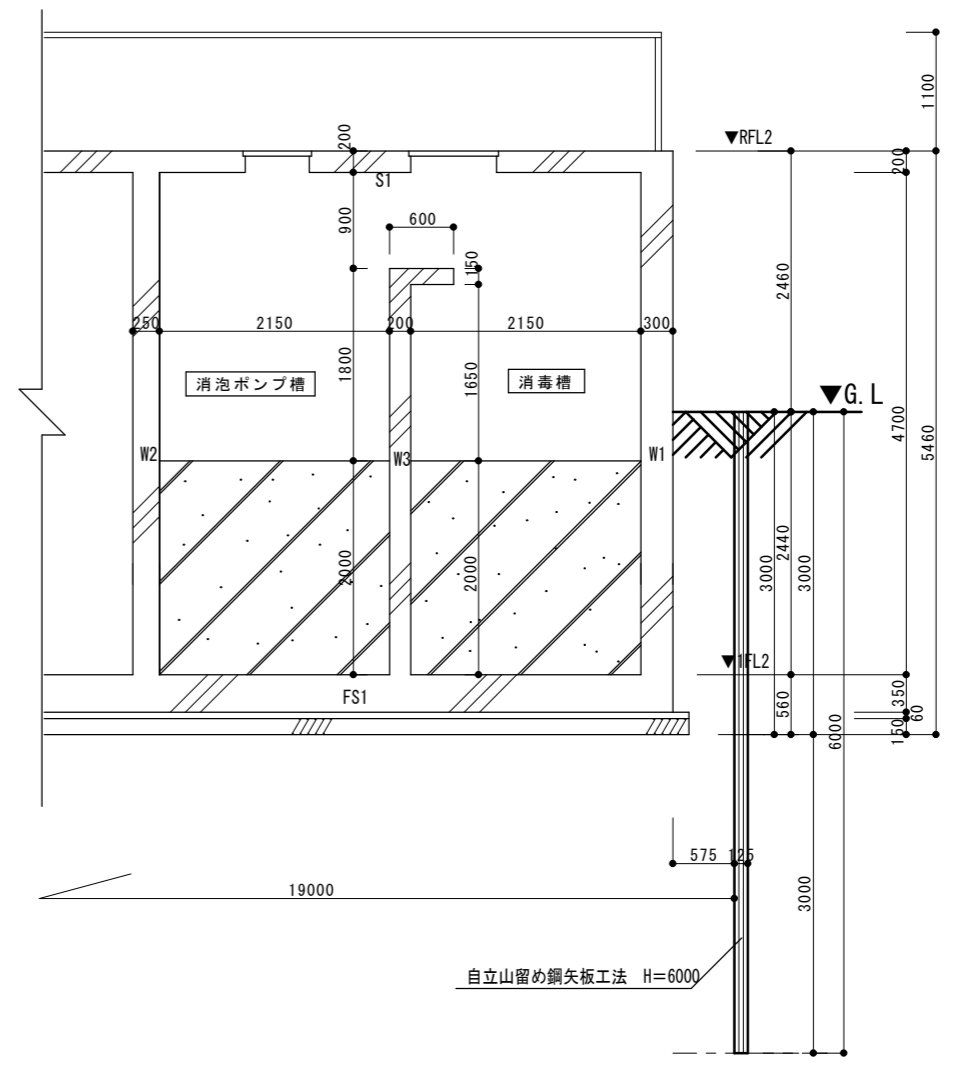
工事名称 みなみ町市営住宅浄化槽解体工事  
図面名称 撤去既存浄化槽：A断面図

縮尺 S=1:50  
年月日



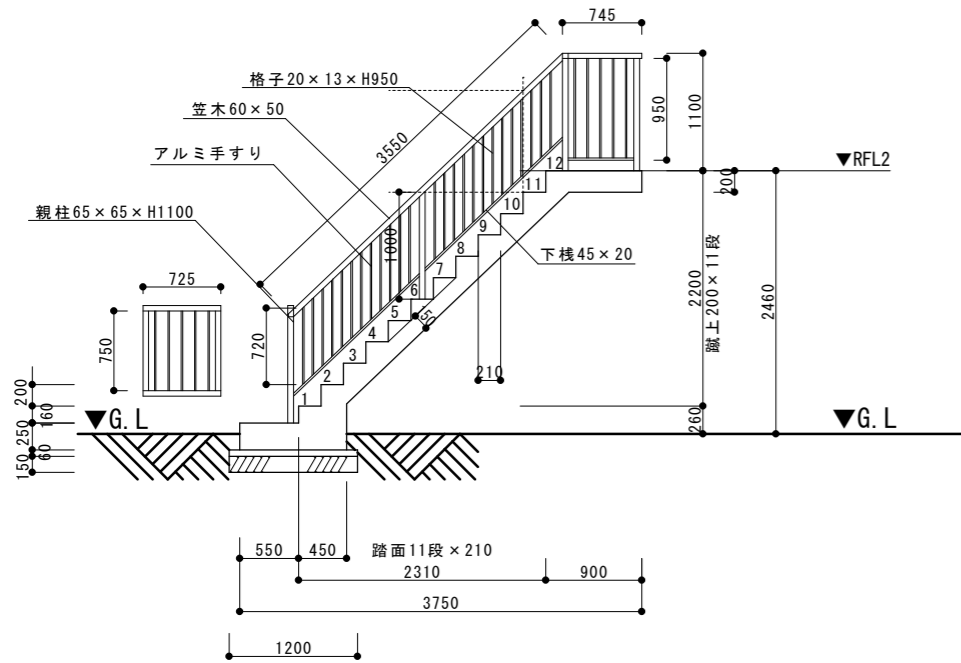


D-D' 断面図 S=1:50

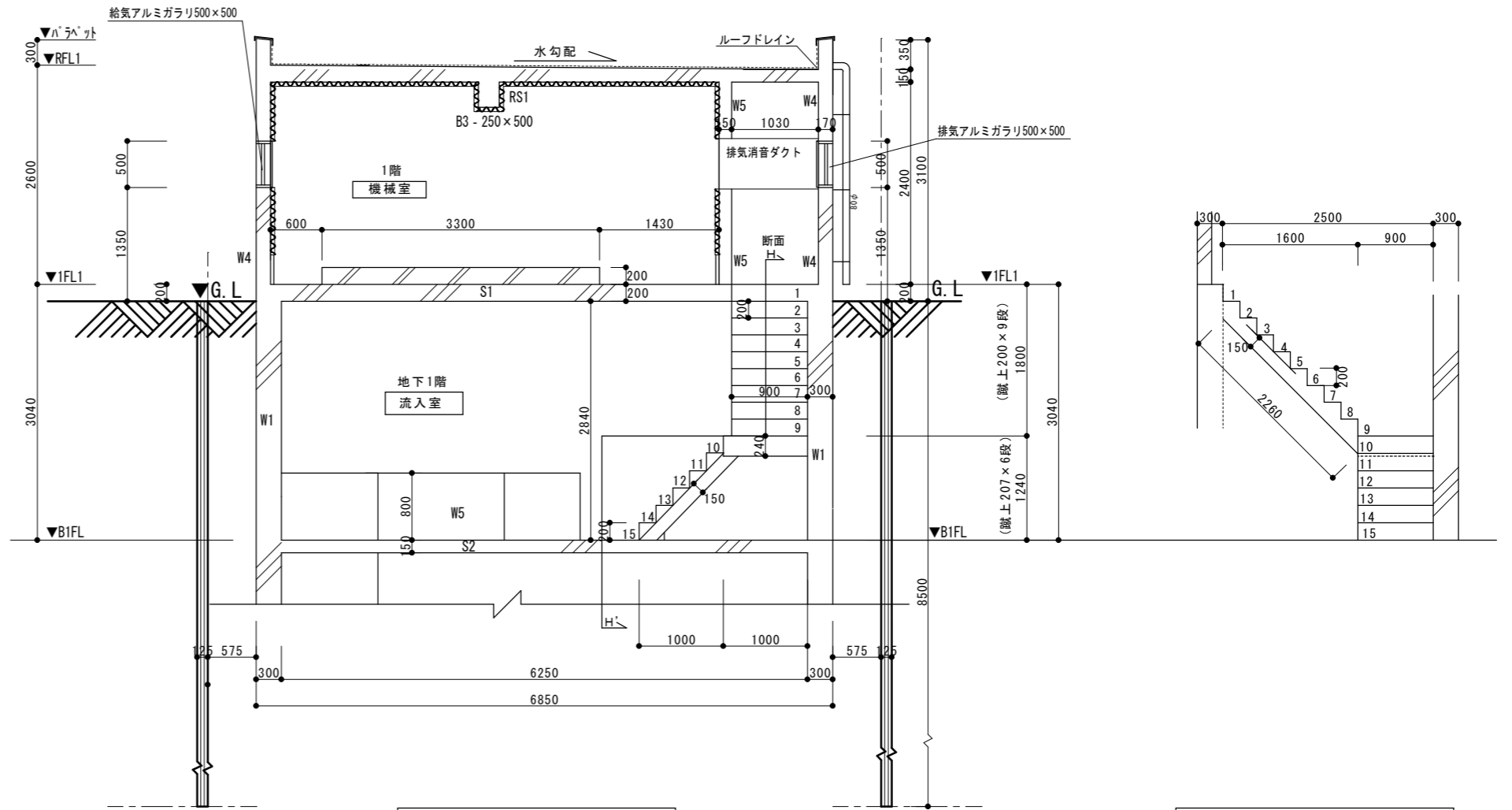


E-E' 断面図 S=1:50

鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事		縮尺	S=1:50	番号 A-8
		図面名称	撤去既存浄化槽：D断面図・E断面図		年月日		
		鹿沼市					



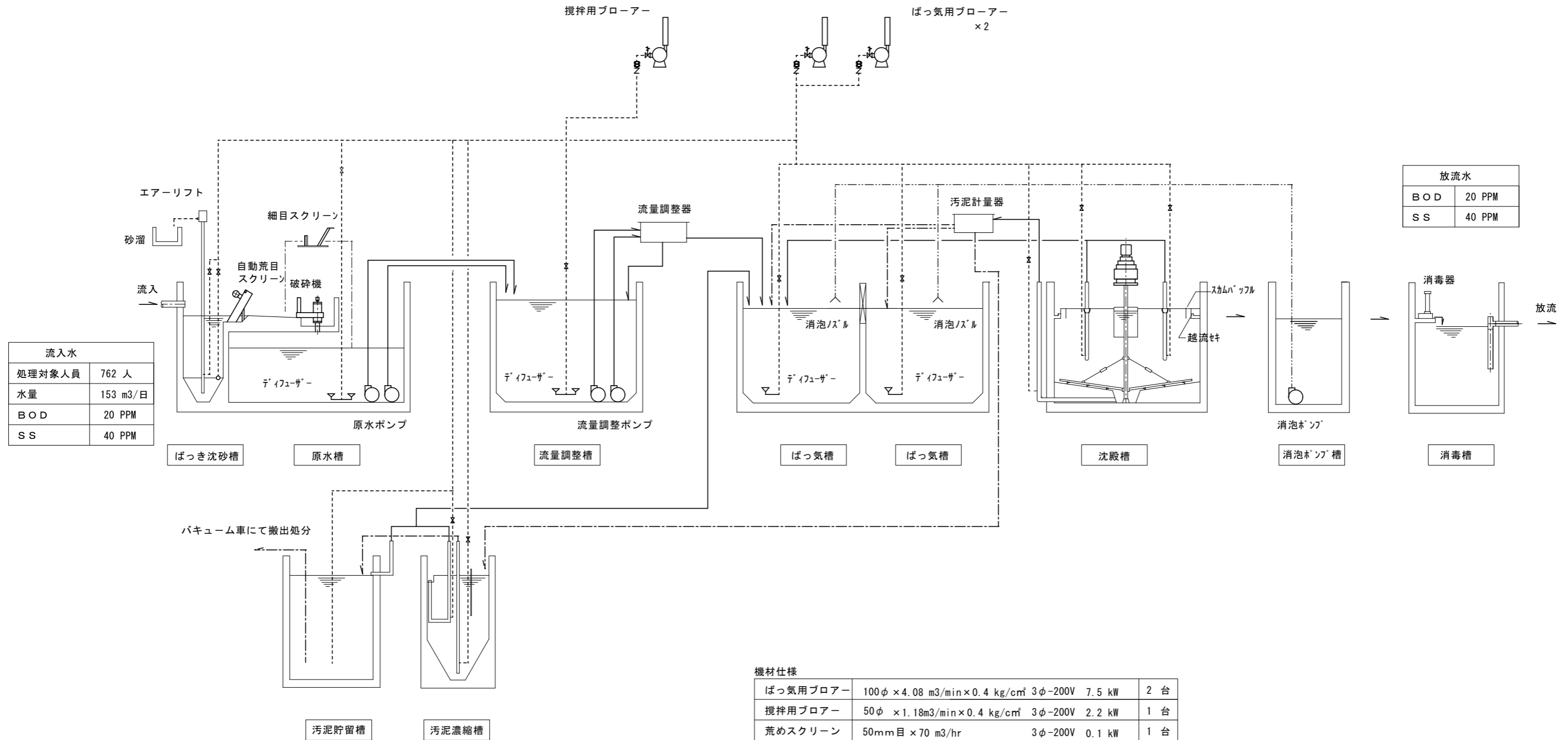
F-F' 断面図 S=1:50



G-G' 断面図 S=1:50

H-H' 断面図 S=1:50

鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事		縮尺	S=1:50	番号 A-9
		図面名称	撤去既存浄化槽：F・G・H断面図		年月日		
鹿沼市							



流入水	
処理対象人員	762 人
水量	153 m <sup>3</sup> /日
BOD	20 PPM
SS	40 PPM

放流水	
BOD	20 PPM
SS	40 PPM

機材仕様

ばっ気用ブローアー	100φ × 4.08 m <sup>3</sup> /min × 0.4 kg/cm <sup>2</sup>	3φ-200V	7.5 kW	2 台
攪拌用ブローアー	50φ × 1.18m <sup>3</sup> /min × 0.4 kg/cm <sup>2</sup>	3φ-200V	2.2 kW	1 台
荒めスクリーン	50mm目 × 70 m <sup>3</sup> /hr	3φ-200V	0.1 kW	1 台
破碎機	100φ × 360 m <sup>3</sup> /d(max)	3φ-200V	0.2 kW	1 台
原水ポンプ	65φ × 0.34 m <sup>3</sup> /min × 8m	3φ-200V	1.5 kW	2 台
流量調整ポンプ	50φ × 0.3 m <sup>3</sup> /min × 5m	3φ-200V	0.75 kW	2 台
汚泥掻き寄せ機	120 kg・m × 1/16000	3φ-200V	0.2 kW	1 台
消泡ポンプ	50φ × 0.1 m <sup>3</sup> /min × 14m	3φ-200V	0.75 kW	1 台
ラインファン	150φ	1φ-100V	12 W	1 台
換気扇	350φ	1φ-100V	50 W	1 台

建設省告示1292号6-4  
合併処理装置：長時間ばっ気式

各槽・容量表

沈砂槽	1.800 m <sup>3</sup>	消泡ポンプ槽	5.805 m <sup>3</sup>
原水槽	16.113 m <sup>3</sup>	消毒槽	5.160 m <sup>3</sup>
流量調整槽	77.280 m <sup>3</sup>	汚泥濃縮槽	5.184 m <sup>3</sup>
ばっ気槽	142.080 m <sup>3</sup>	汚泥貯留槽	16.512 m <sup>3</sup>
沈殿槽	70.875 m <sup>3</sup>		

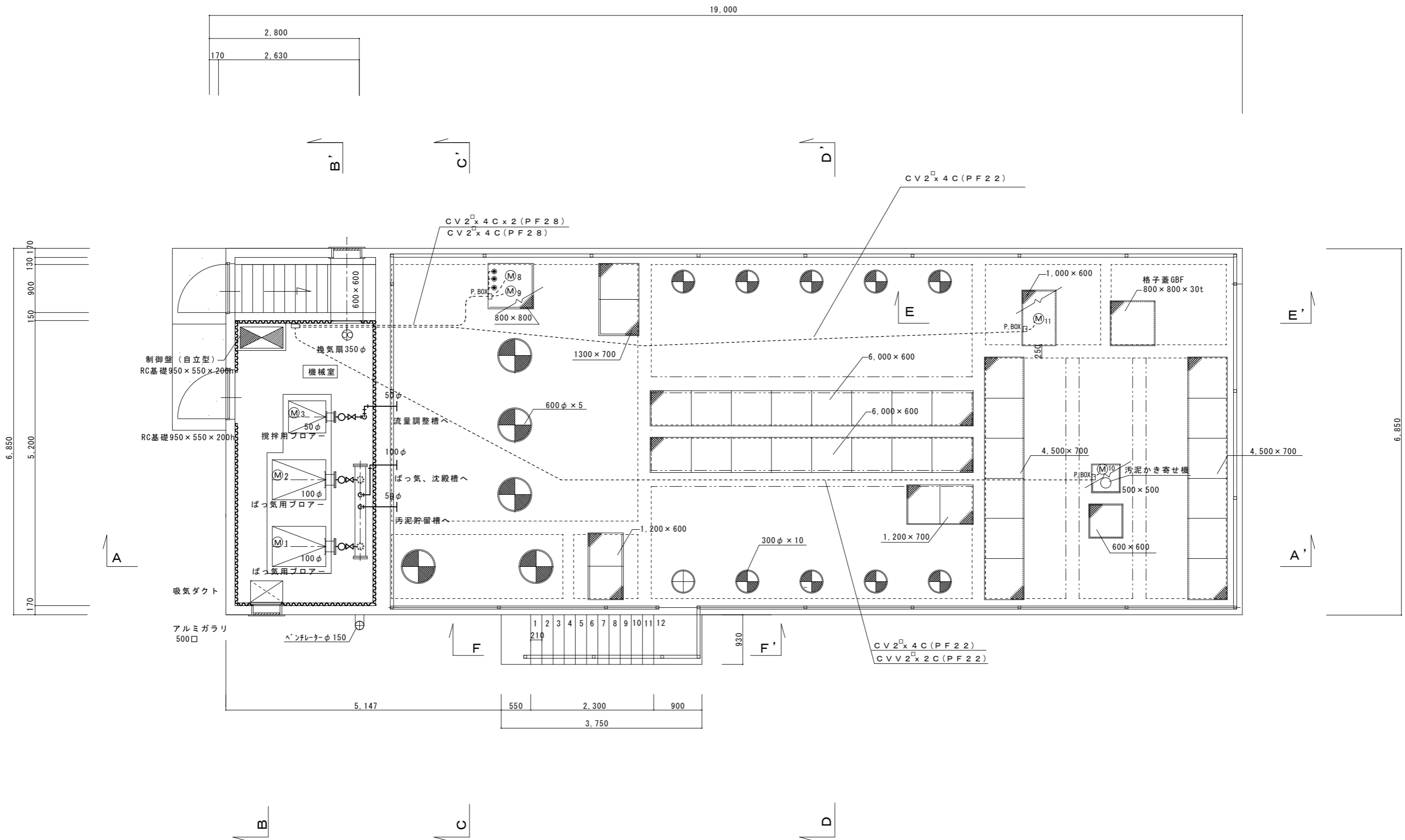
- (注記)
- ・図示上のコンクリート製水槽、機器、配管類は全て撤去する。
  - ・事前にある程度の汲取りは実施しているが残留汚泥等については適正に処分し、消毒を行うこと（資料-汲取り状況報告書 参照）
  - ・水槽撤去前には内部を洗浄、消毒する。
  - ・洗浄、消毒後に発生した排水については一般廃棄物として適切処分する。
  - ・解体工事が完了した30日以内に浄化槽法に基づき廃止届出を提出すること。

鹿沼市役所  
都市建設部 建築課

工事名称 みなみ町市営住宅浄化槽解体工事  
図面名称 撤去既存浄化槽・フローシート

縮尺 S=N:S  
年月日

鹿沼市  
番号 M-1



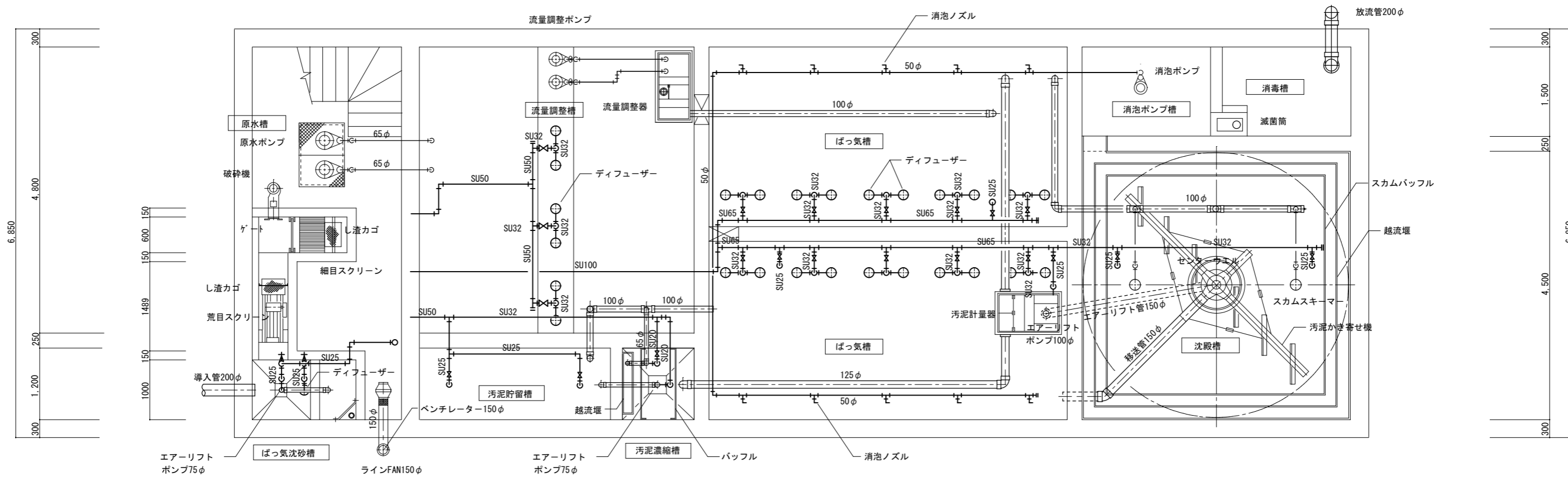
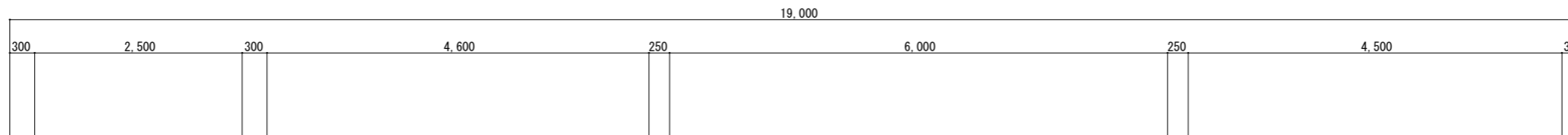
撤去

既存浄化槽・平面図 S=1/50

※図示中の機器、管弁類はすべて撤去する。

鹿沼市  
番号 M-2

施工者	鹿沼市役所 都市建設部 建築課	工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺	S=1:50	年月日
		図面名称	撤去 既存浄化槽・平面図	年月日		



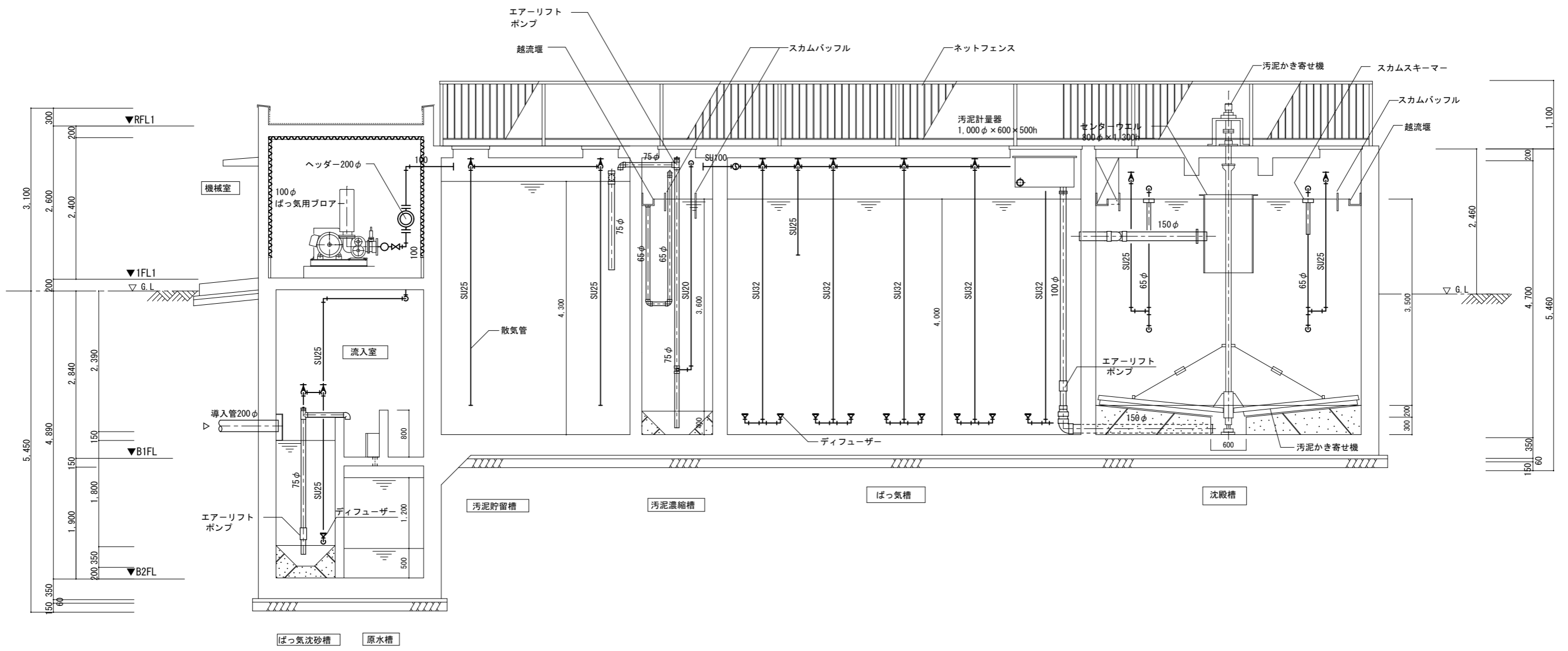
撤去

既存浄化槽・内部平面図 S=1/50

※図示中の機器、管弁類はすべて撤去する。

施工者	鹿沼市役所 都市建設部 建築課	工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺	S=1:50	番号	M-3
		図面名称	撤去 既存浄化槽：内部平面図	年月日			

鹿沼市



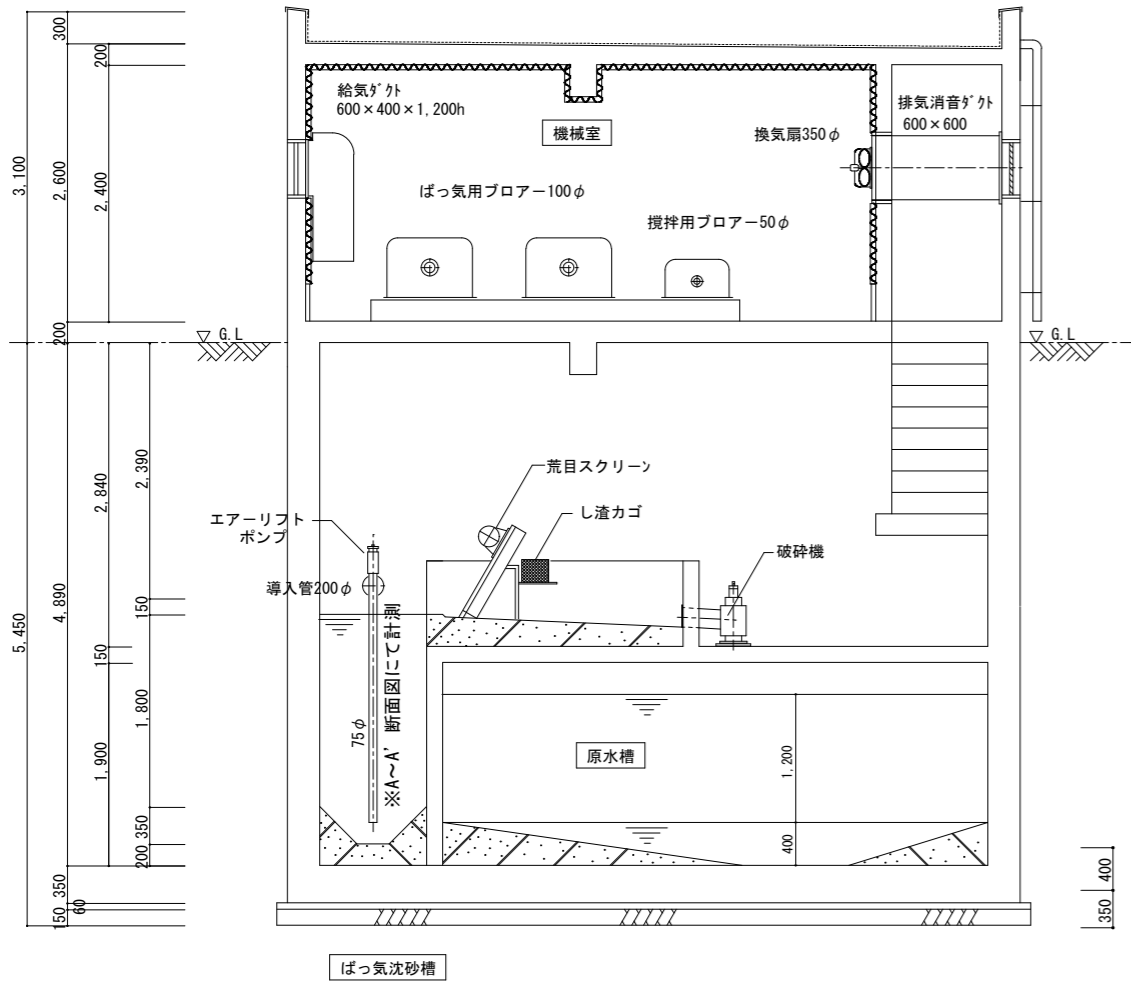
撤去

既存浄化槽・A-A断面図 S=1/50

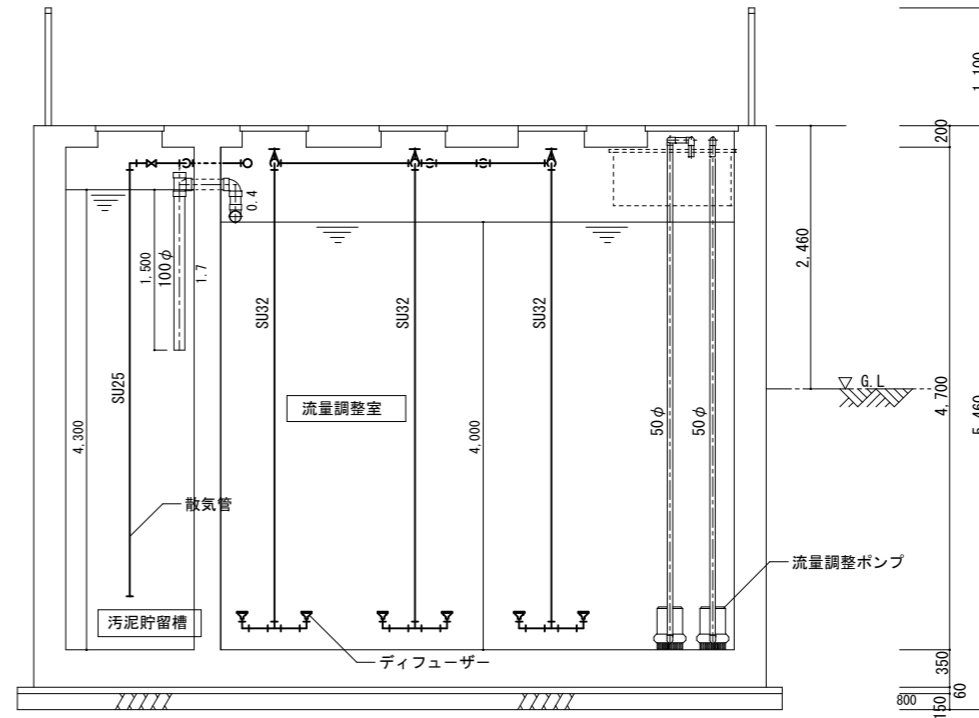
※図示中の機器、管弁類はすべて撤去する。

施工者	鹿沼市役所 都市建設部 建築課	工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺	S=1:50	番号	M-4
		図面名称	撤去 既存浄化槽：A断面図	年月日			

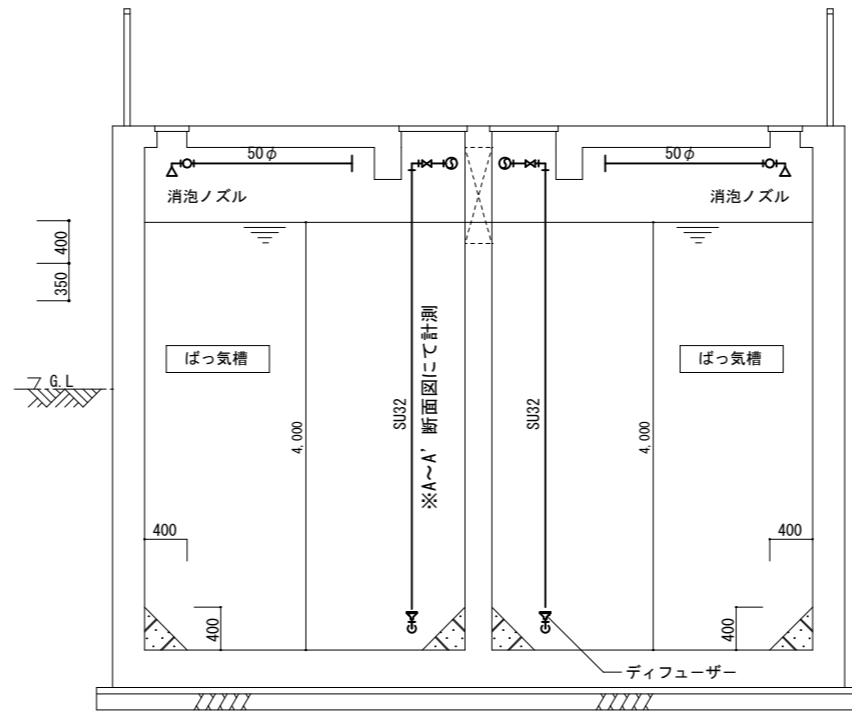
鹿沼市



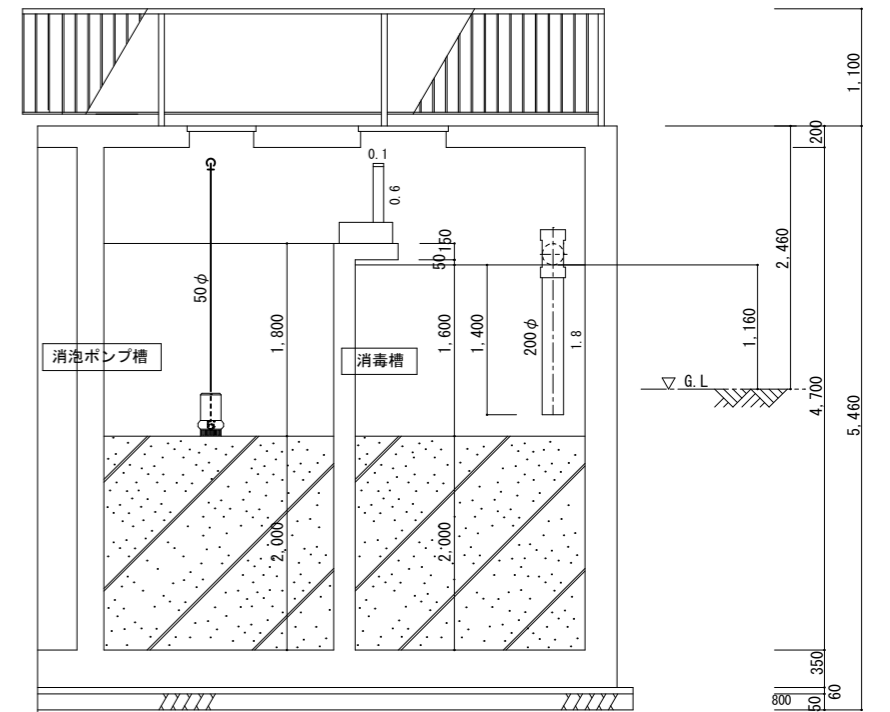
撤去  
機械室・原水槽ほか・B-B'断面図 S=1/50  
※図示中の機器、管弁類はすべて撤去する。



撤去  
流量調整槽・C-C'断面図 S=1/50  
※図示中の機器、管弁類はすべて撤去する。

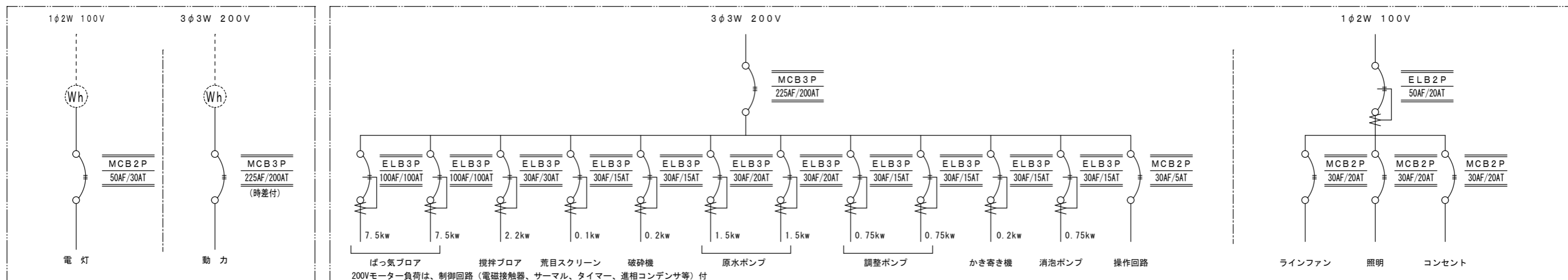


撤去  
ばっ気槽・D-D'断面図 S=1/50  
※図示中の機器、管弁類はすべて撤去する。



撤去  
ばっ気槽・E-E'断面図 S=1/50  
※図示中の機器、管弁類はすべて撤去する。

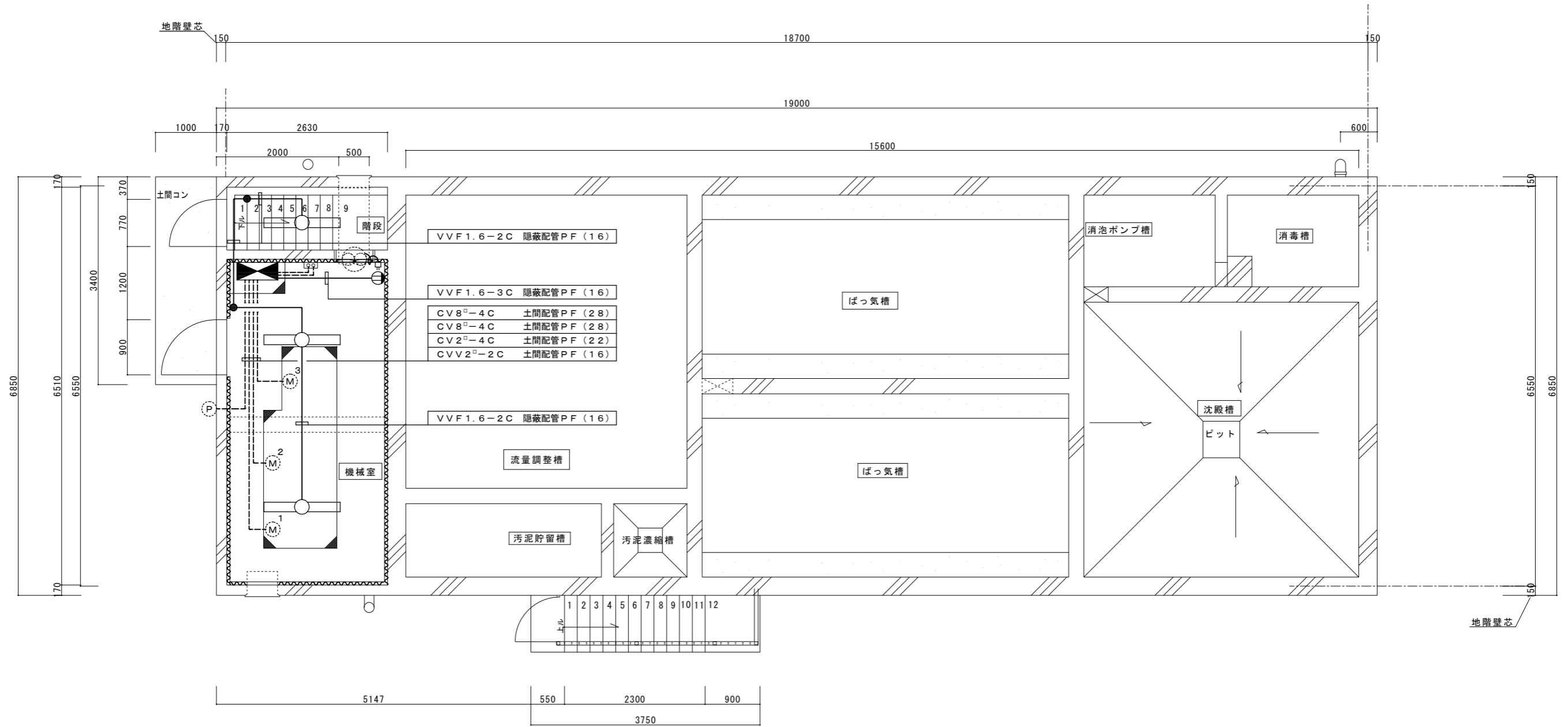
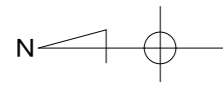
鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺	S = 1:50	鹿沼市 番号 M-5
		図面名称	撤去 既存浄化槽：B・C・D・E各断面図	年月日		



引込開閉器盤 (WP)  
露出型W500 : H900 : D180

動力制御盤  
露出型自立型W900 : H1900 : D400

		鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺		鹿沼市
				図面名称	撤去既存浄化槽：単線結線図	年月日		番号
								E-1



1階平面図 S=1:50

1階床面積  $2.800 \times 6.680 = 18.70 \text{ m}^2$   
 地階床面積  $18.700 \times 6.550 = 122.48 \text{ m}^2$   
 合計床面積  $141.18 \text{ m}^2$

撤去凡例				
部屋名	シンボル	仕様	器具形式	数量
1階		FLR40W×1灯	反射笠付型	3台
		1P15A×1	スイッチ	2組
		2P15A×1	コンセント	1組

撤去配線凡例 図面上特記なき配線は下記のとおりとする。

注1) 特記なき図中は全て撤去とする。  
 注2) 現場を十分調査してから現状を把握し、作業にあたること。

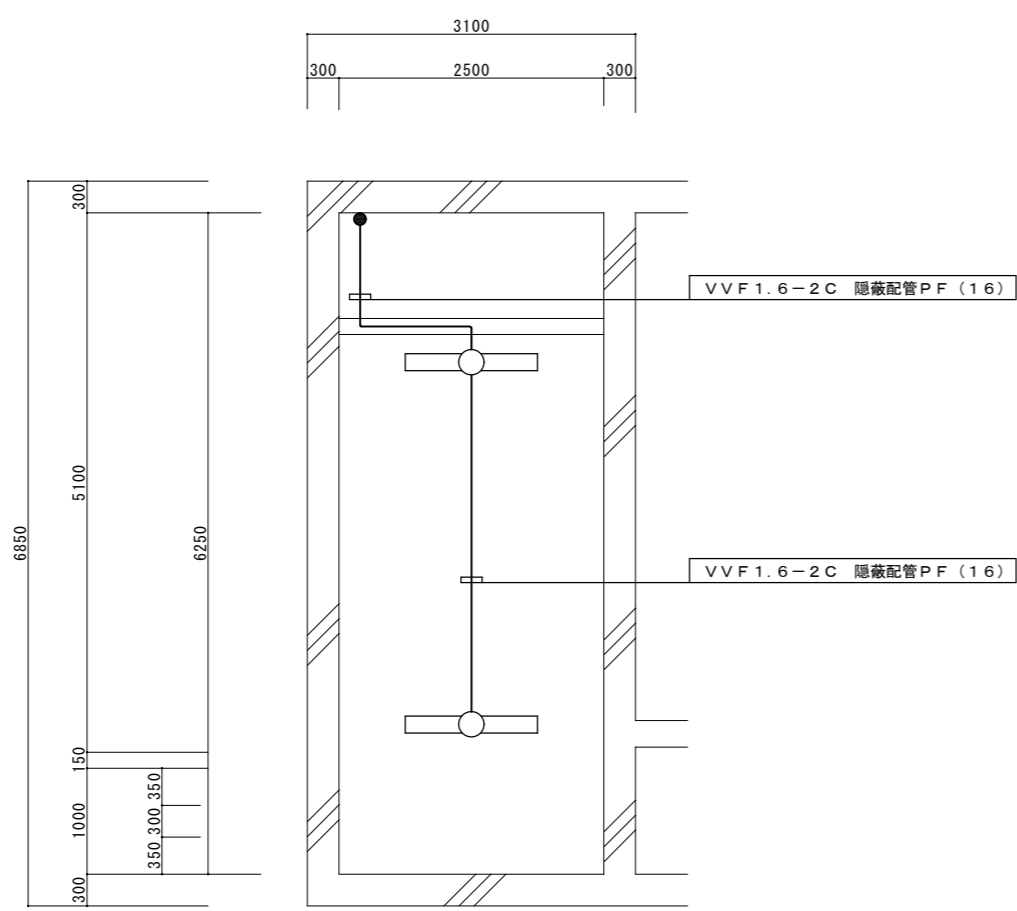
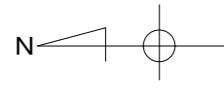
鹿沼市

鹿沼市役所  
 都市建設部 建築課

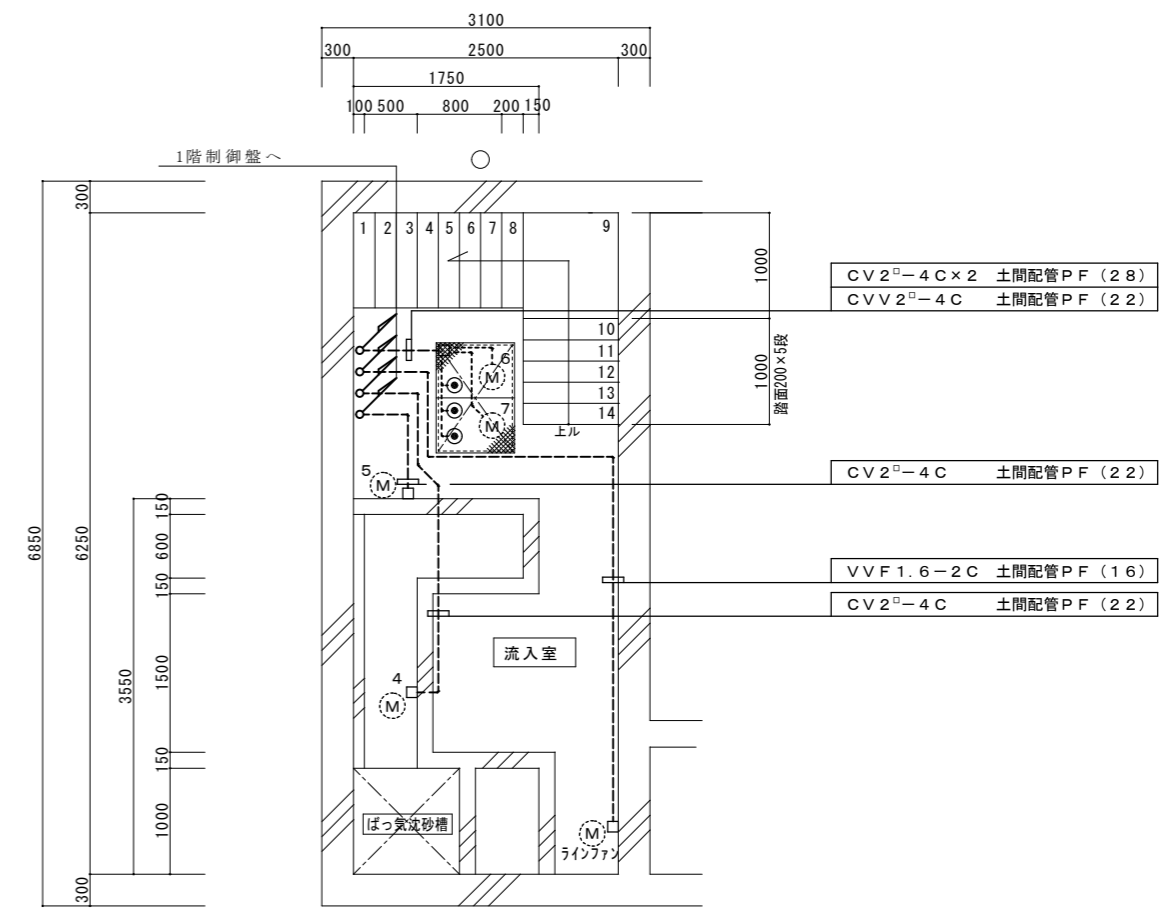
工事名称 みなみ町市営住宅浄化槽解体工事  
 図面名称 撤去既存浄化槽：1階 平面図

縮尺 S=1:50  
 年月日

番号 E-2



地階1階平面図 S=1:50



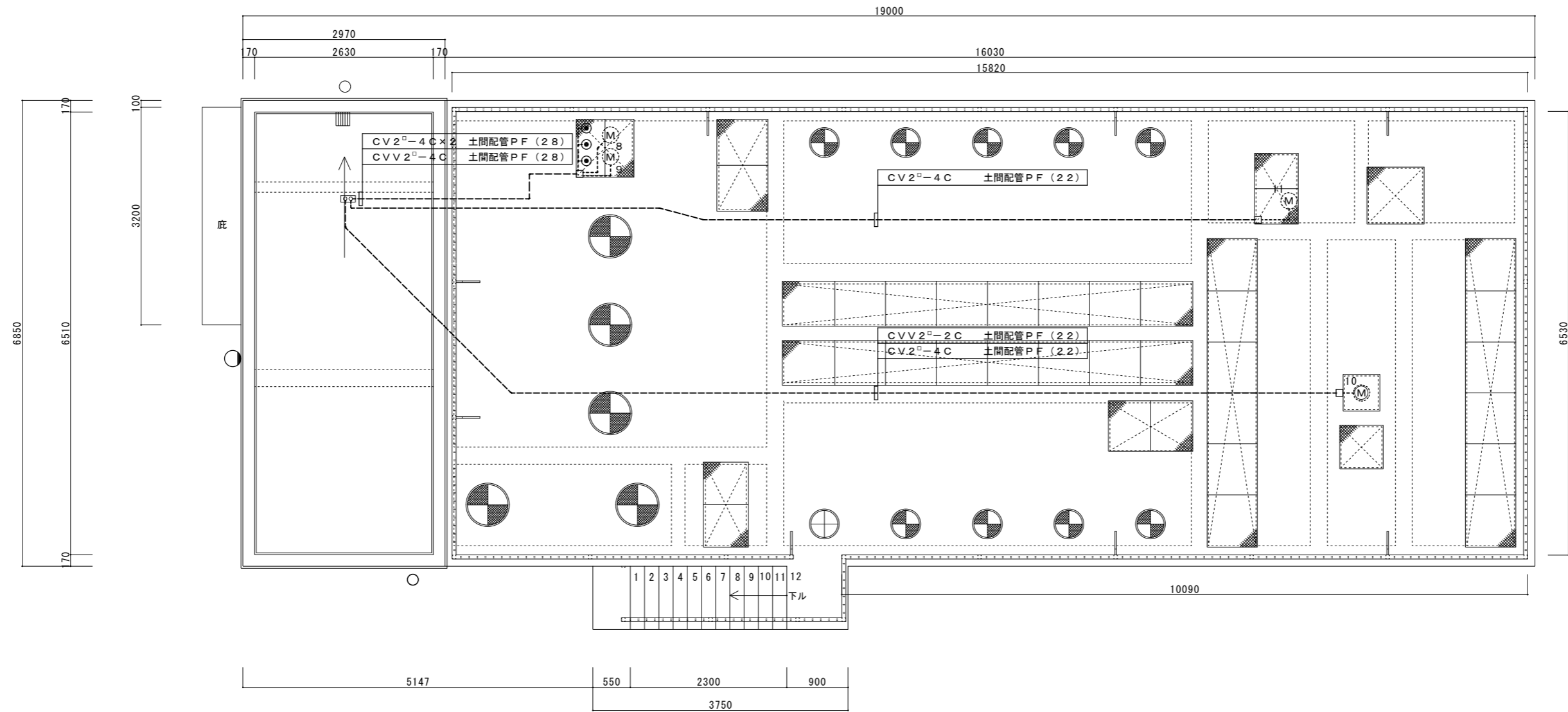
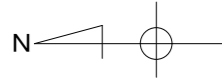
地階2階平面図 S=1:50

撤去凡例				
部屋名	シンボル	仕様	器具形式	数量
地下1階	○	FLR40W x 1灯	反射笠付型	2台
	●	1P15A x 1	スイッチ	1組

撤去配線凡例 図面上特記なき配線は下記のとおりとする。

注1) 特記なき図中は全て撤去とする。  
 注2) 現場を十分調査してから現状を把握し、作業にあたること。

鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺	S=1:50	鹿沼市 番号 E-3
		図面名称	撤去既存浄化槽：地下1階・地下2階平面図	年月日		



屋上平面図 S=1:50

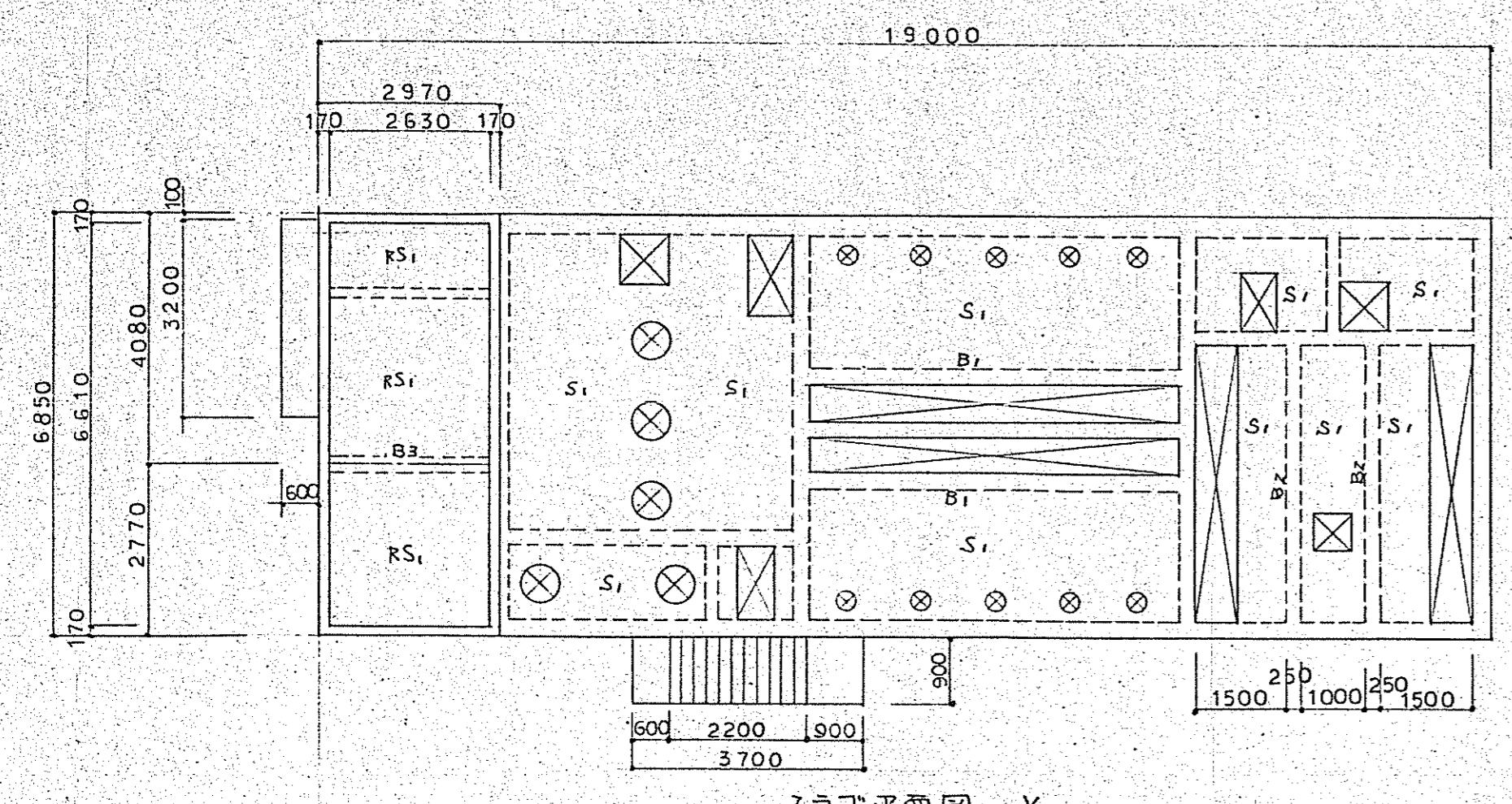
撤去凡例				
部屋名	シンボル	仕様	器具形式	数量
屋上	○	IL60W x 1灯	赤色灯	1台

撤去配線凡例 図面上特記なき配線は下記のとおりとする。

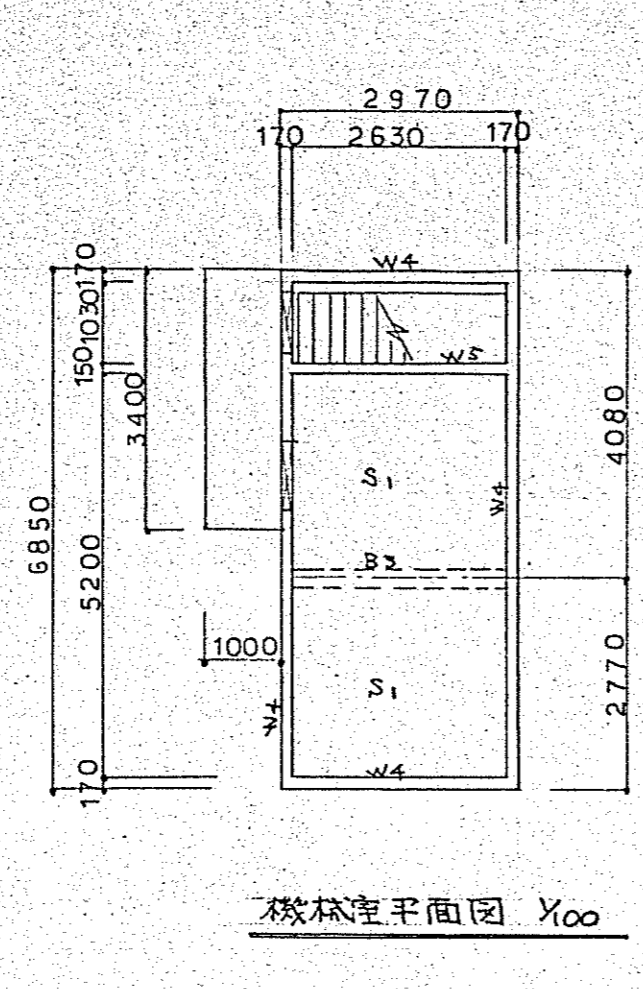
注1) 特記なき図中は全て撤去とする。  
 注2) 現場を十分調査してから現状を把握し、作業にあたること。

鹿沼市役所 都市建設部 建築課		工事名称	みなみ町市営住宅浄化槽解体工事	縮尺	S=1:50	鹿沼市 番号 E-4
		図面名称	撤去既存浄化槽：屋上平面図	年月日		

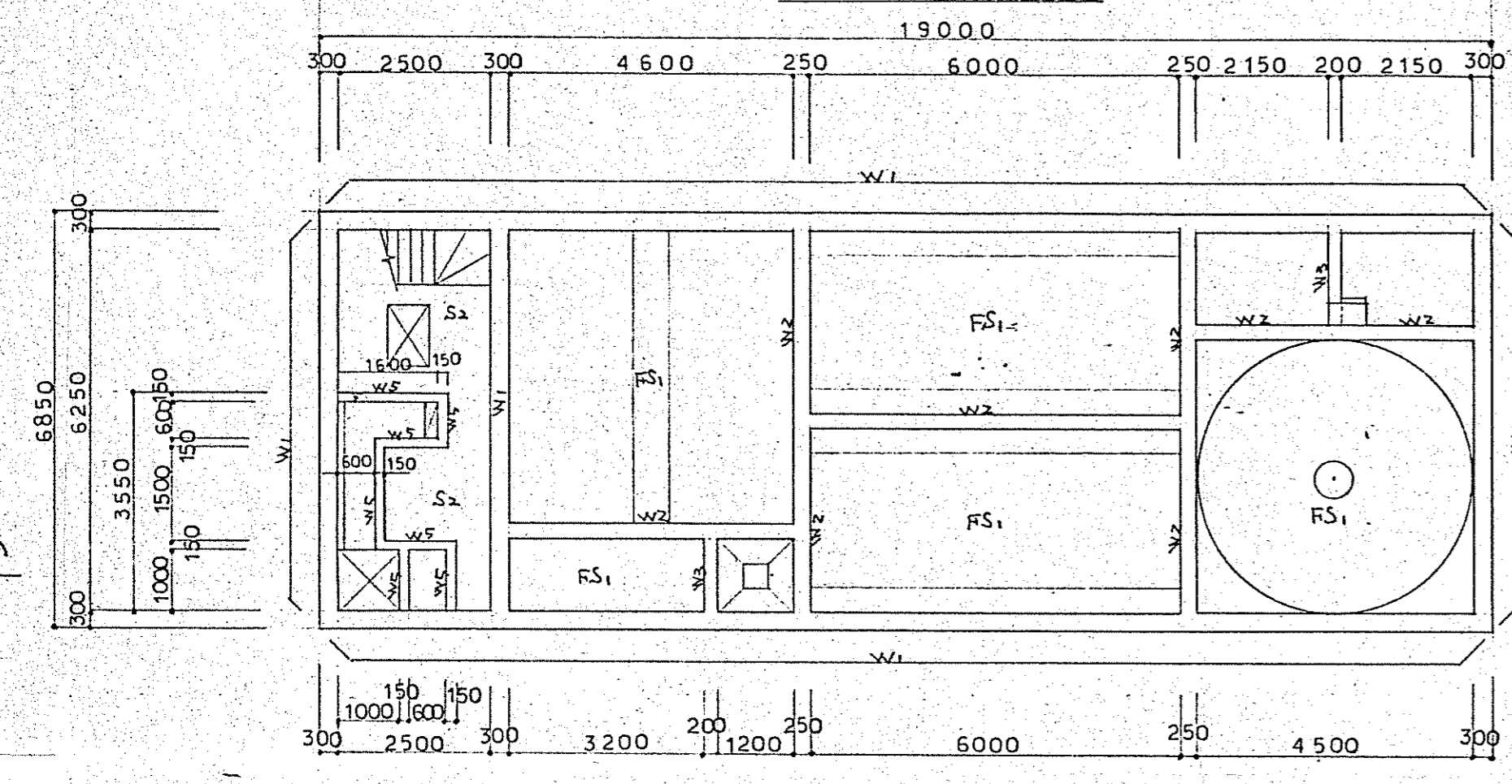




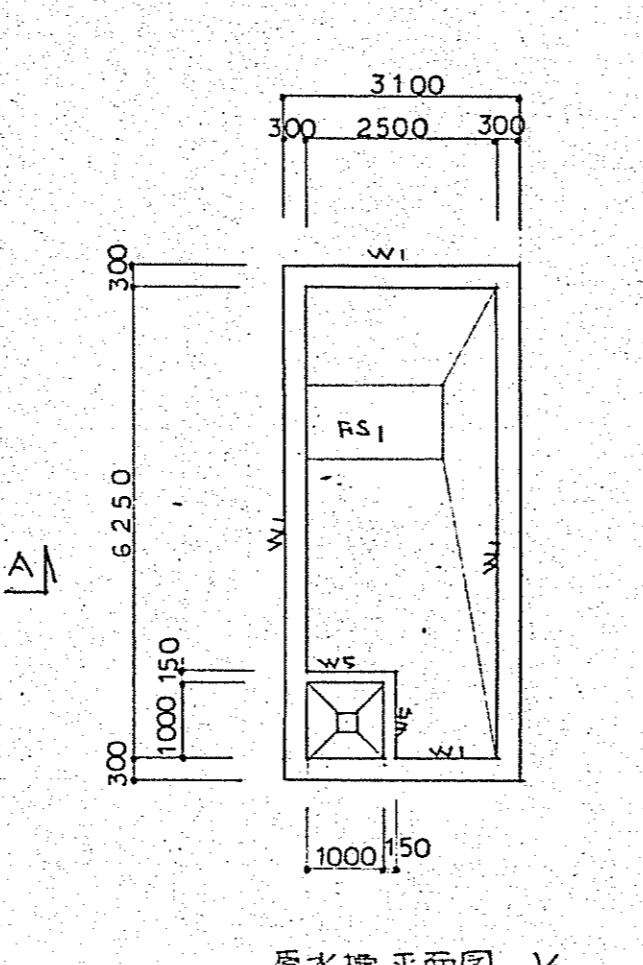
スラブ平面図 X100



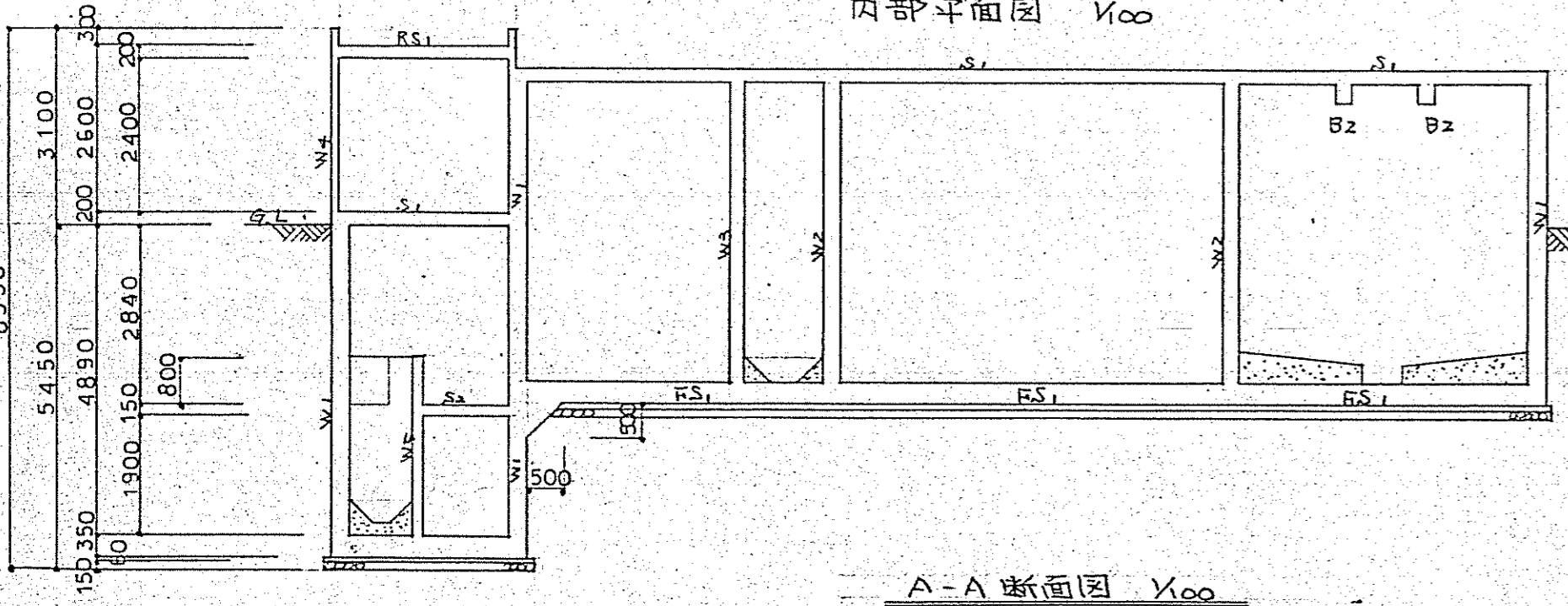
機械室平面図 X100



内部平面図 X100



原水槽平面図 X100



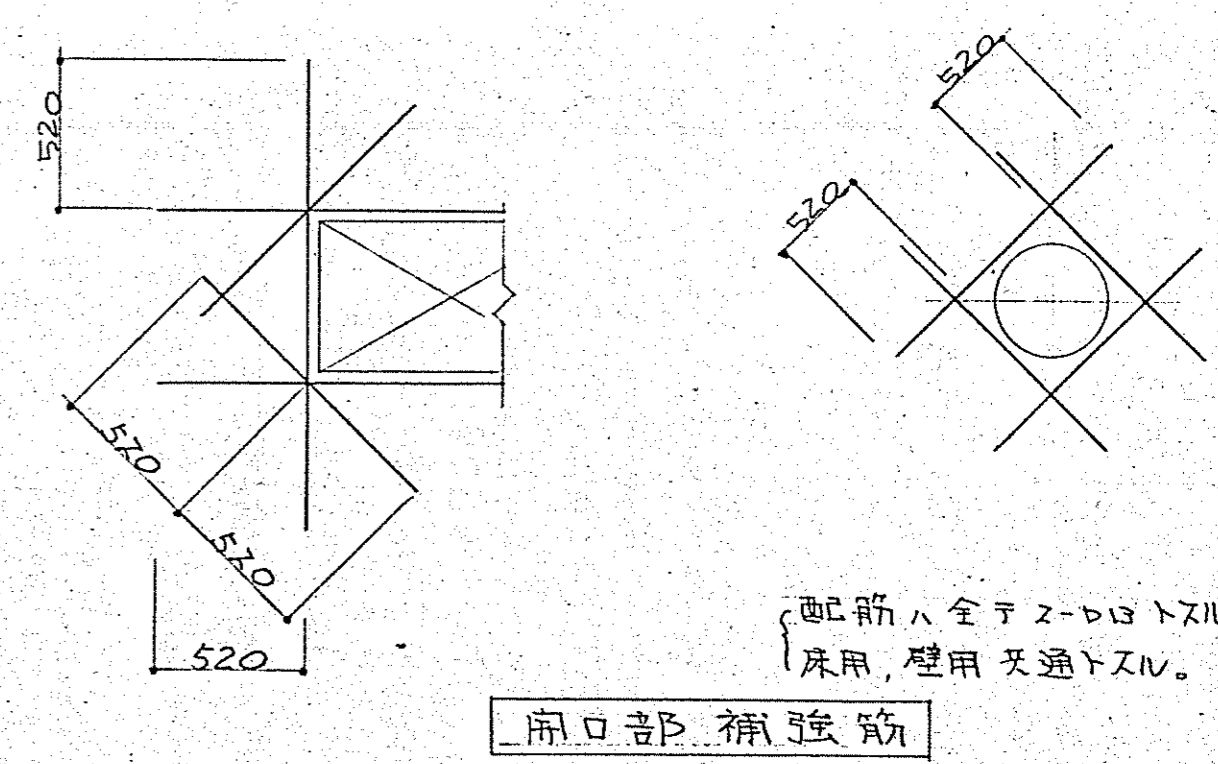
A-A断面図 X100

壁リスト					
符号	W1	W2	W3	W4	W5
壁厚	300	250	200	170	150
断面					
縦筋	(外側) D16-@200 (内側) D13-@200	D13, D16交互-@200ダブル	D10, D13交互-@200ダブル	D10-@200ダブル	D10-@150シングル
横筋	D13-@200ダブル	D13-@200ダブル	同上	同上	同上

スラブリスト		
符号	板厚	断面
S1	200	
S2 RS1	150	
FS1	350	

梁リスト			
符号	B1	B2	B3
位置	全断	全断	全断
断面			
上端筋	3-D19	3-D19	3-D16
下端筋	5-D19	3-D19	3-D16
S/P	D10-@200	D10-@200	D10-@200

各部リスト						
名称	座	パラペット	ポーチ	ハンチ	階段	
断面						



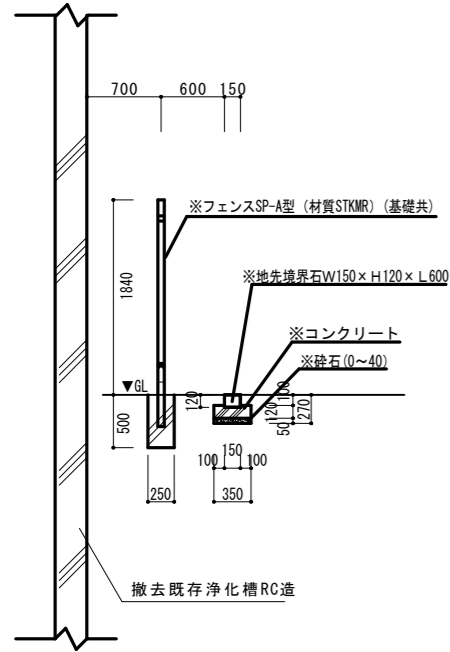
一般事項	
コンクリート	FC=210 Kg/cm <sup>2</sup>
鉄筋	SD 30A (規格品)
定着	40d以上
継手	重ね継手 40d以上
中止	1-D10-@1000以下
表示	...D10, ...D13 ...D16, ...D19

みなみ町市営住宅浄化槽改修工事合併処理浄化槽設備工事

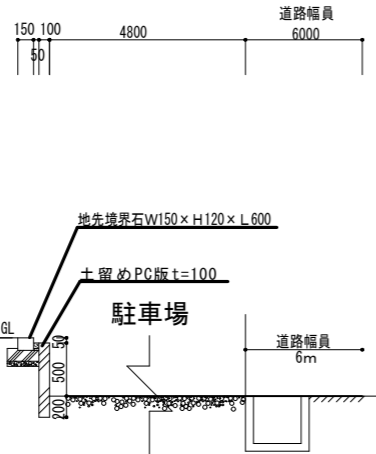
配筋図

製図 設計 検査 縮尺 S=1:100  
平成2年10月 日

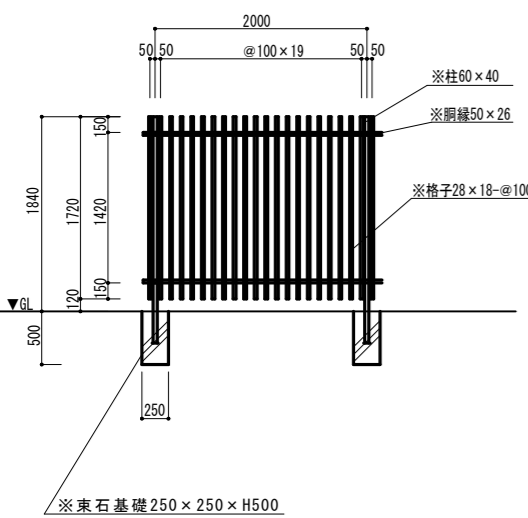
日光レジン工業株式会社 4



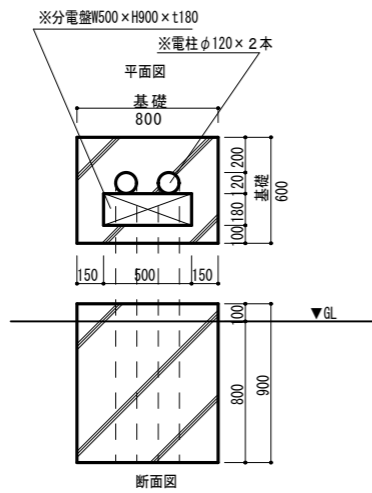
撤去部分 B-B' 断面図 S=1:50



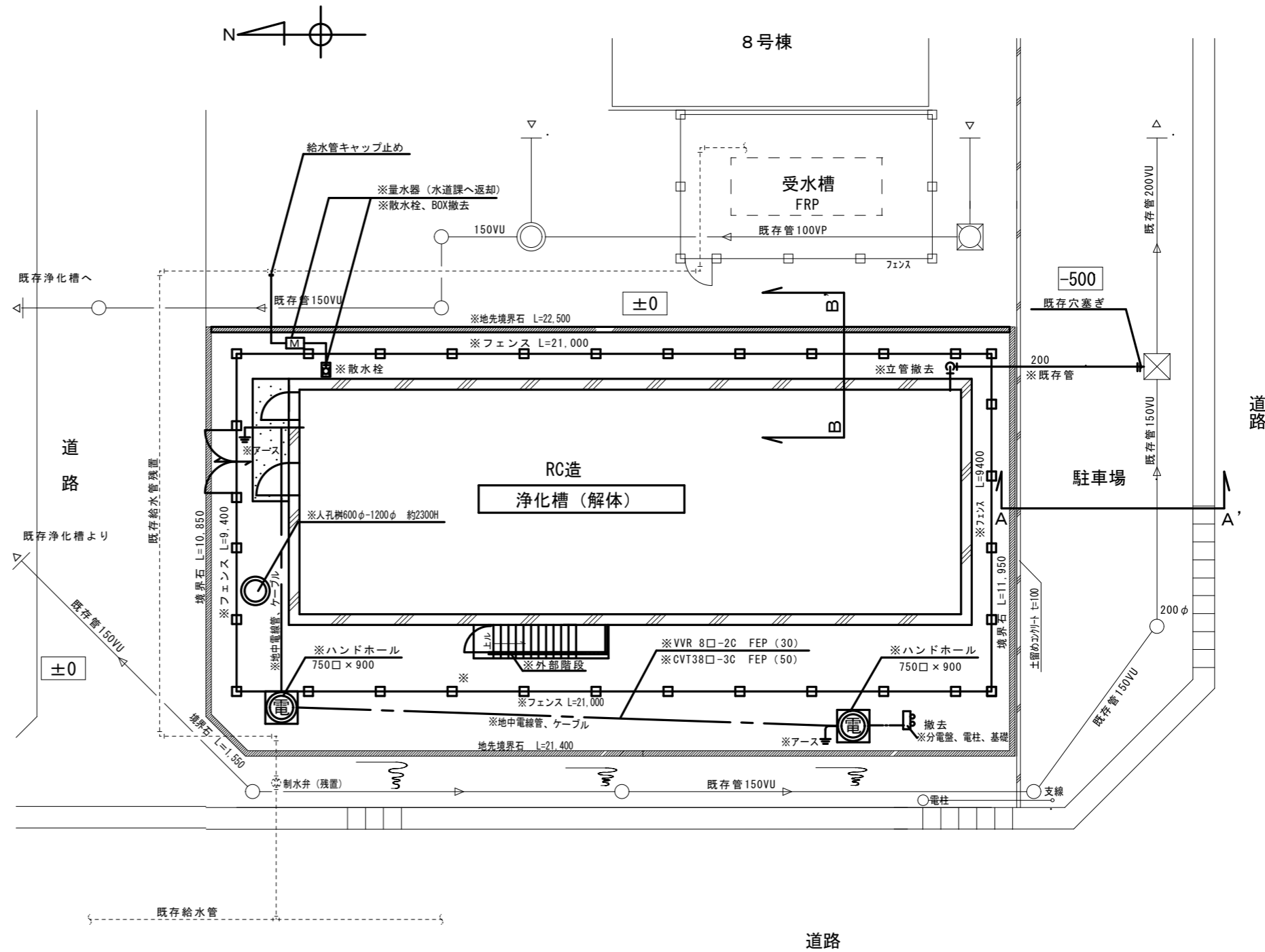
残置部分 A-A' 断面図 S=1:50



※フェンス部正面図 S=1:50  
※フェンスSP-A型(材質STKMR)(基礎共)



※西側分電盤基礎図 S=1:30



既存浄化槽平面図 S=1:100

※印はすべて解体・撤去・処分する

※太線 — 印は撤去  
※細線 — 印は既存管(残置)

鹿沼市役所  
都市建設部 建築課

工事名称 みなみ町市営住宅浄化槽改修工事  
図面名称 撤去既存浄化槽：配置図

縮尺 S=1:100  
年月日

鹿沼市  
番号 A-2